
平成22年第3回大和町議会定例会会議録

平成22年3月5日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	瀬戸 善春 君
副 町 長	千坂 正志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	三 浦 春 喜 君	上下水道課長	渋 谷 久 一 君
総 務 まちづくり 課 長	遠 藤 幸 則 君	会計管理者兼 会 計 課 長	浅 野 雅 勝 君
財 政 課 長	千 坂 賢 一 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	佐 藤 成 信 君	生涯学習課長	八 島 勇 幸 君
町 民 課 長	瀬 戸 啓 一 君	総務まちづく り課まちづく り対策官	千 葉 恵 右 君
環境生活課長	高 橋 完 君	産 業 振 興 課 企 業 誘 致 対 策 官	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	伊 藤 眞 也	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬 戸 正 志		

議事日程

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

日程第 2 「会期の決定について」

「諸般の報告」

「町長あいさつ」

- 日程第 3 「承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(大和町新庁舎建設事業建築本体工事請負契約の変更)」
【説明・質疑・採決】
- 日程第 4 「承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(大和町新庁舎建設事業電気設備工事請負契約の変更)」
【説明・質疑・採決】
- 日程第 5 「承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(大和町新庁舎建設事業機械設備工事請負契約の変更)」
【説明・質疑・採決】
- 日程第 6 「議案第 5 号 大和町役場の位置を定める条例」 【説明】
- 日程第 7 「議案第 6 号 大和町行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する条例」 【説明】
- 日程第 8 「議案第 7 号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」 【説明】
- 日程第 9 「議案第 8 号 大和町財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例」 【説明】
- 日程第 10 「議案第 9 号 大和町税条例の一部を改正する条例」 【説明】
- 日程第 11 「議案第 10 号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例」 【説明】
- 日程第 12 「議案第 11 号 大和町保育所設置条例の一部を改正する条例」 【説明】
- 日程第 13 「議案第 12 号 大和町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例」 【説明】
- 日程第 14 「議案第 13 号 大和町物品調達基金条例を廃止する条例」 【説明】
- 日程第 15 「議案第 14 号 平成 21 年度大和町一般会計補正予算」 【説明】
- 日程第 16 「議案第 15 号 平成 21 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
【説明】
- 日程第 17 「議案第 16 号 平成 21 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
【説明】
- 日程第 18 「議案第 17 号 平成 21 年度落合財産区特別会計補正予算」 【説明】

- 日程第19「議案第18号 平成21年度大和町奨学事業特別会計補正予算」【説明】
- 日程第20「議案第19号 平成21年度大和町老人保健特別会計補正予算」【説明】
- 日程第21「議案第20号 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」【説明】
- 日程第22「議案第21号 平成21年度大和町下水道事業特別会計補正予算」【説明】
- 日程第23「議案第22号 平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
【説明】
- 日程第24「議案第23号 平成21年度大和町水道事業会計補正予算」【説明】

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時02分 開 会

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

開会前に、船形山遭難事故の報告が町長よりございますのでよろしくお願ひ
します。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたので、船形山で発生しました遭難事故
につきまして、その経過についてご報告をさせていただきたいと思いま
す。

新聞報道等でご承知というふうに思いますが、3月1日の午前8時ご
ろ、3名の方が船形山の旗坂キャンプ場から入山したということでござい
まして、下山の途中に道に迷ったという連絡が家族に入りまして、その家
族から大和警察署の方にそういう状況であるという捜索願の報告が入った
ということでございます。

これは1日の夕方でございます、そのことを受けまして大和警察署の
方で捜索隊を編成して、3月2日午前6時40分より捜索を開始いたしました。
この捜索につきましては、県警と山遭協、遭難の救助隊といいますが、
でございます、大和町の職員も入っているわけでございますが、行

って捜索をいたしたところでございます。

初日につきましては、その山遭協と警察署の捜索隊で捜索したところでございますが、天候の悪化と申しますか、降雪等々、または視界の悪さ等がございまして発見できない状況にございました。その後、捜索の幅を広げるという意味で県の方も入りまして、自衛隊の要請が必要ではないかという協議になりました。県から町の方にもお話がありました。町でも協議をした結果、必要ということで自衛隊に捜索の依頼をしたところでございます。

この自衛隊に依頼する方法につきましては、町から県、県から自衛隊という連絡のあれがあるわけございまして、町から県に依頼をし、県から自衛隊にという依頼をしました。もちろん、町からも直接、大和駐屯地司令の方に連絡をいたしまして捜索をお願いしたところでございます。

そして、3日でございますが、早朝より県警、山遭協、そして自衛隊という方々の中で、約200名体制になりましたが捜索をいたしました。地上から登る隊と、または時間の関係もあると申しますか、登っておりすることも考えなければいけないということで、自衛隊からは直接、頂上付近といえますか、ヘリコプターで行っていただきまして、そこから降下をしていただいて、そして捜索に入るという形の体制をとったところでございます。その結果、自衛隊のヘリ、捜索ヘリの方々が、後白髭山付近で足跡を発見し、そして笛を吹いていろいろやったそうでございますが、反応があって発見がされたという状況にございます。比較的皆さんお元気だったということもございまして、自力で下山をしたというふうに伺っております。

昨日、自衛隊、多賀城の22連隊、そして大和駐屯地へ行って御礼をしましてまいりましたが、22連隊に行ったときには直接降下をされた隊員の方がおいででした。降下する際にはやはり天候がかなり厳しい状況にあったということ、雲があったということで、雲と晴れ間のぎりぎりのところまで行っており、そして捜索に入ったということでございまして、大変厳しい中で捜索をしていただいたと聞いております。もし昨日見つからなければ、山に泊まった中で捜索をということも自衛隊の方々は考えておられたということで、大和の司令部もそんなお話をされておりました。

いずれ皆さん方の大変なご協力をいただいた中で無事3名発見をし、下山をしたということでございまして、大変安堵をしておるところでございますが、今後、こういうことがないようにといたしますか、すること。入山届とかそういったものについての手続等につきましても、やっておられなかったような話も聞いておりますので、その辺の徹底等はしていかなければいけないというふうに思っております。多くの方々のご協力の中で無事発見されたことを大変うれしく思っております、ご報告を申し上げます。

なお、今後、こういったことのないように町としてもやれること、できることはしっかりやっていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上、ご報告をさせていただきます。

議 長 (大須賀 啓君)

ただいまから平成22年第3回大和町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、14番中川久男君及び15番中山和広君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間にしたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月19日までの15日間に決定しました。

「諸般の報告」

議 長 （大須賀 啓君）

諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおります。ご了承ください。

「町長あいさつ」

議 長 （大須賀 啓君）

町長より施政方針の表明があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、第3回大和町議会定例会に当たってごあいさつ、施政方針をさせていただきますと思います。

本日ここに、平成22年第3回大和町議会定例会開催に当たりまして、平成22年度の行財政運営の考え方と一般会計当初予算を初めといたします諸議案の概要につきましてご説明申し上げますので、議員皆様方のご理解とご協力を賜りますとともに、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

初めに、我が国の政治経済状況でございますが、昨年8月30日に行われました衆議院議員選挙の結果、55年体制後初の政権交代が行われ、これまでとは大きく変わる内容での政治運営、予算編成が行われております。

また、平成20年後半の米国のサブプライムローン問題に端を発しました世界同時不況はその後新たな要因を加えており、なかなか好転の兆しが見えず、デフレスパイラルとの表現で報道されることも散見される状況とな

っております。

このような状況に対し、新政権は8月末の概算要求を白紙化し、見直し要因を加えて新たに予算要求の提出を求めるとともに、事業仕分け、税制調査会論議、財務省査定と並行して昨年12月15日に「平成22年度予算編成の基本方針」を閣議決定し、予算編成を進め、本年1月22日に「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」と「平成22年度予算」を閣議決定し、国会提出が行われました。

国の予算は現在国会において審議中でございますが、予算総額は民主党政権公約の一部を含めて過去最高の92兆 2,992億円で、政策経費であります一般歳出につきましても、社会保障関係費、食料安定供給関係費及び経済危機対応・地域活性化予備費の盛り込みにより53兆 4,542億円となっております。

財源措置につきましても、国税収入減に対応して臨時財政対策債を含んだ新規国債発行額を租税収入を上回る44兆 3,030億円とする内容の編成となっております。

これに呼応して、地方財政対策におきましても地方税及び地方交付税原資となる国税5税の収入減に伴う地方交付税の減少等、地方財源の主要部分の減額対策といたしまして地方交付税の特別加算措置や臨時財政対策債の増発で賄う内容となっております。

また、地方財政財源不足額が過去最大となる18兆 2,200億円となり、対策といたしまして、平成21年度で終了する予定でありました財源不足をカバーする折半ルールを平成22年度も適用するとの改正のもと、10兆 7,800億円について国・地方折半により臨時財政対策債を主体として補てんするものでございます。これは昨年度に引き続いた措置でありまして、手性来の財政運営にはこれらの反動も踏まえて対応していく必要が含まれているものでございます。

次に、町の平成22年度予算編成についてでございます。

予算編成のスタートは、昨年10月30日に開催した予算編成説明会において編成方針を示すとともに、11月庁議では改めて各課長に方針の意図するところを伝えたところでございます。

方針においては、政権交代と予算編成時期が重なり、政策転換等の見通

しや情報不足の中で編成することになりましたが、大和町として必要な施策は淡々と進めなければならないものであり、これまで以上に必要性、優先性、内容の精査と財源を意識しての要求を指示したものであります。

幸いにも、企業進出意向が示された地域・区域等における大きな部分の環境整備は21年度で一段落となりますので、企業早期操業や立地奨励事業、シルバー人材センター設置運営支援、民間保育所設置支援、新エネルギー利用促進事業並びに新庁舎新築移転に伴うスムーズな事務移行実施を主要事業として編成を進め、その編成過程においては新政権による施策や地方財政対策の情報収集を並行して行い、1月末に最終予算案を取りまとめたものであります。

編成いたしました予算を通して新年度の町財政を見ますと、歳入面では企業進出等によります対象資産の増加から固定資産税が前年度に比較して2億2,000万円の増、都市計画税が2,000万円の増に対し、法人・個人町民税が最近の景気動向から7,100万円の減、町たばこ税が1,400万円の減額で、町税収入全体では1億5,600万円の増額となっております。

一方、景気動向等から地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金等につきましては減額を、町債については新庁舎建設事業に伴います起債が21年度で終了するため、臨時財政対策債の増分を含みましても3億5,000万円とし、対前年度では6億3,600万円の減といたしました。

国庫支出金及び県支出金については、新規施策の子ども手当と経済対策としての緊急雇用等の所要経費を見込んだ結果、増額となったものであり、また、昨年度の交付実績と地方財政対策の地方交付税の伸びを勘案し、普通交付税で7,000万円の増額措置を行い、基金からの繰入金は庁舎建設基金から1億9,000万円、長寿社会対策基金からは群馬県在住の千葉様からの学校図書整備充当の500万円を含んで1,000万円の繰り入れ措置とし、財政調整基金繰り入れはゼロでのスタートといたしました。

次に、平成20年度から建設工事に着手いたしました新庁舎についてであります。

現在、建設工事はほとんど完成となり、各関係機関の検査を受けており、今後、3月16日に町の最終検査を行った上で同23日に新庁舎引き受けを予定しているところであります。

引き受け当日から警備員を配置するとともに、各種購入備品の搬入据えつけ、さらには現在移転文書等の分類整理を行っておりますが、一部先行して庁舎書庫並びに車庫棟設置の書庫へ保存文書搬入を進め、実際の移転時には執務室中心の机、いす、使用中の文書、備品移動に集約するものとしております。

これら事前準備を4月中に終了しまして、4月30日の執務終了後に各事務室においてOA機器、移動備品や書類の箱詰めと配置先表示を行った上で、5月1日から一斉引越し予定としておりますが、初日は事務机、いす、キャビネットの搬出・搬入を1階、2階、3階事務室の順で行います。その後、文書搬入を行い、5月3日から1階の会計課、町民課、環境生活課、税務課、保健福祉課から書類の梱包開封、書類収納に移り、順次2階、3階を行い、4日にはおおむね終了し、5日は点検、養生撤去、清掃を行い、5月6日からの執務に備え、最終チェックを行うこととしております。

5月6日就業前に職員による事務開始式を行うこととし、対外的には休日後の5月10日に開庁式並びに議場の開場式を行う予定で進めており、最終的には5月27日に落成式典と町制施行55周年表彰式を予定しておりますので、今後ともご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、新庁舎北側に予定しております交通ターミナル事業についてであります。

従来、大和町内にも各方面への営業バス運行が行われておりましたが、利用者の減などから路線撤退、廃止となり、かわって町民バスの運行が行われております。

また、大和町は仙台市中心部とは約24キロメートルありますが、交通手段としては道路交通のみであり、交通混雑からその時間距離は通常1時間となっており、鉄道輸送機関のある自治体と比較しますと仙台市から100キロメートルの距離にある自治体に匹敵する地域となっており、交通利便性と仙台市との時間距離短縮は大和町にとりまして大きな命題となっております。

このたび、新庁舎への移転も機会ととらえ、ターミナルの整備を進め、町民バスの利便性、接続性と北部中核工業団地通勤対策等も考慮して各方

面へのバス運行、さらには大和インターを活用した高速バスの運行利便性とパークアンドライドによります交通混雑緩和、低炭素社会への貢献並びに時間距離短縮や予測可能な移動時間に努めてまいりたいと考えております。

次に、昨年11月から12月にかけて開催いたしました地区町民懇談会についてでございます。

今回も町内6会場で開催し、「第4次総合計画の今後の推進について」「シルバー人材センターの設立について」「保育所待機児童対策について」と「新庁舎建設進捗状況について」の4テーマについて、前段説明、報告を行い、意見交換を行ったところでございます。

6会場全体の出席者は約100名でありまして、これまでと大きな変化はありませんでしたが、多くのご意見をいただいたところであります。中でも、保育所待機児童対策に関する民間保育所やシルバー人材センターの運営等につきましてのご意見を多くいただきました。

民間保育所につきましては、社会福祉法人認可に関する協議を整えているところで、新年度に認可とともに施設建設の補助内示が予定されており、22年度予算に町補助も含めて措置し、23年4月の保育開始に向けまして準備を進めているところでございます。

また、シルバー人材センターにつきましても、去る2月18日に設立総会を開催し、約160名の会員登録を受けた中で設立されたところであり、現在はひだまりの丘に事務所を置き、4月業務開始に向け、営業活動、準備業務を行っております。

懇談会でいただきましたその他のご意見につきましても今後の施策等に生かしてまいりたいと考えているところでありますが、懇談会の開催方法につきましては、これまでも方法や時期等工夫を図ってきたものでありますが、10年を経過する中で出席者状況に大きな変化があらわれない点を踏まえ、全体的な検討・見直しが必要であると考えているところでもあります。

次に、21年度から実施いたしました新エネルギー利用促進助成金についてであります。

この制度につきましては、その後多くの地方公共団体で国からの交付金

を活用して制度化されましたが、大和町におきましては当初から単独事業で3年間継続として企業進出に伴います居住地移動者の定住支援策も盛り込んでスタートしたものでございます。

年度内の期間経過とともに周知、制度の理解や利用者等からの伝わりもあり、21年度受け付けは太陽光発電施設が83件の1,071万2,000円、ハイブリット車等購入が95件の1,011万1,000円で、合計は178件、2,082万3,000円と環境対策も含め効果は大であったと判断しているところでございます。

なお、転入者の太陽光発電に関しましては、補助率を2倍としておりますが、助成対象は9件のうち4件がセントラル自動車関係者であると推定しているところでございます。

それでは、新年度の予算編成を総合計画に掲げる項目とあわせて、重点施策や主なる施策についてご説明申し上げます。

最初に「みやぎの元気を創造する産業のまちづくり」についてであります。

大和町は宮城県の掲げる富県みやぎ戦略の中核拠点として位置づけられ、一時工場建設着工延期があったところではありますが、リサーチパーク進出につきまして改めて東京エレクトロン株式会社様、ソマール株式会社様並びにスズデン株式会社様から建設時期の発表がありましたので、建設整備の進捗支援とさらなる集積に向けた企業誘致活動を展開することにしております。

新エネルギー普及促進助成金につきましては、低炭素社会実現や転入予定の方を含んだ町民の方々の購入、設備整備支援として継続いたします。

また、大和町では農業の振興は欠かせないものでありますが、政権交代によりまして農業政策が大きく転換される予定であります。

この中心施策は食料の自給率向上を目的としたもので、「販売農家・集落営農」を対象に実施され、小規模農家であっても「食料の安定供給」や「多面的機能の維持」といった重要な役割を担うものとして二つのモデル事業が予定されております。

一つ目は、自給率向上のための戦略作物等へ直接助成する「水田利活用自給力向上事業」であり、主食用米を作付しない水田を活用して麦、大

豆、米粉用米、飼料作物等の生産を行う販売農家に対し、主食用米並みの所得を確保し得る水準の支援が国から直接支払いにより実施されるものでございます。

二つ目は、水田農業経営の助成としての「米戸別所得補償モデル事業」であり、食用米栽培10アール当たり一律1万5,000円の所得補償交付金が国から直接支払われるものであり、どちらも町予算を経由しないものではありますが、今後の農業経営方針にとりましては大きな要素でありますので、制度情報を正確に遅滞なくお伝えしながら農業経営の支援を図ってまいります。

また、県により実施されます勝負沢ため池改修事業、八志田堰用水路改修事業に対する事業負担を行ってまいります。

商業、観光関係につきましては、2年目となります商店街にぎわいづくり戦略事業及び割増商品券発行やまるごとフェア等による販売促進を図ります。また、まほろば夏まつりや大和まるごと市、島田飴まつりの花嫁道中への支援についても継続してまいります。

さらに、22年度は町制施行55周年に当たりますので、まほろば七夕まつりについても町民皆様の参加を得て実施予定としております。

「安心した生活がおくられる福祉のまちづくり」におきましては、大和っ子すくすくいきいき支援事業としての医療費拡大支援を継続支援いたしますとともに、次代を担う子供の健やかな誕生支援として妊婦健診の無料化を図っておりますが、対象者の利用推進も含め、元気な赤ちゃん誕生に寄与してまいります。

また、国策として新設されます子ども手当につきましても、通知のありました月額1万3,000円の支給内容で措置しております。

保育関係につきましては、21年度に増築事業や民間保育所建設の方向づけを行いましたので、もみじヶ丘保育所では定員を75名に増員しスタートすることとしております。

また、民間保育所建設につきましては22年度中の完成を目指しており、その法人設立と建設支援を図ることとし、23年度には定員75名での開所を予定しております。

さらに、保育にかかわる保育士確保対策の実施、特別保育としての延長

保育等に係る保育士の加配措置を行っております。

あわせて、保育料基準の所得区分を細分化し、保護者の保育料負担の軽減を図ることといたしました。

高齢者福祉事業としては、介護慰労事業、寝具乾燥、軽度生活支援及び老人クラブ助成、敬老会の開催、となりぐみ生き生きサロンを継続して行います。さらに、介護保険事業、後期高齢者医療等につきましては、おのおの特別会計において対応してまいります。

「豊かな心をはぐくむ学習のまちづくり」におきましては、最初に学力向上対策では、学力パワーアップ支援事業の効果検証を図るとともに、全国学力・学習状況調査の実施方法が変更となったことも含めて全学年の標準学力調査を行い、その分析を加えながら年間学習を進めることといたします。

また、児童生徒の学習支援や学力向上に寄与することも含め、学習支援員、図書室支援員並びに特別支援教育支援員の継続配置を行うことにいたしました。

学力向上のためには、授業指導と並行してみずから学ぶ、進んで取り組むなど児童生徒や保護者の自覚、協力が一体となって推進されることが大切でありますので、その意識づけにつきましても教育委員会ともども努力してまいり所存であります。

学校相談員につきましても、大和中学校、宮床中学校に継続配置を行い、生徒や家庭の悩みなどの相談に当たります。

学校図書につきましては、昨年度に引き続き千葉登美子様からご寄附をいただきました資金を活用した「千葉文庫」の充実を図ることにしております。

また、外国語指導助手の2名配置を継続して行い、直接の英会話などの充実推進を図るとともに、学校と地域の共学推進につきましても学校と地域の連携や地域挙げての児童生徒支援の面から継続措置し、中学校のスクールバス運行及び遠距離通学支援も継続してまいります。

社会教育関係につきましては、町制施行55周年事業としての町民ミュージカル公演のほか、全国発信イベントとしての「お立ち酒全国大会」の開催や「原阿佐緒賞」の短歌募集を継続実施いたします。

「便利で快適に暮らせる定住のまちづくり」につきましては、基本インフラの整備、維持のため、これまでも国土交通省交付金や防衛省交付金事業により順次整備を進めてきておりますが、今後は集落内の連たん家屋を結ぶ町道整備や舗装改良等として、馬場後石高線、宮床難波線、中屋敷1番線、三ヶ内大角線、上舞野線、柿木線、南金谷線等の町道整備について実施、着手することにいたしております。

また、今後の市街地利便性増進や市街地内環境の整備といたしまして、吉田落合線の用地取得、交通ターミナルの整備に加え、第1次の区画整理事業区域内の雨水排水側溝について時間経過や住宅立地等により排水勾配がとれない区域が発生しており、系統整備に向け現状調査と排水計画調査を行うことにいたしております。

また、舗装修繕、側溝修繕等につきましては、国の21年度第2次補正予算で措置されましたきめ細かな交付金事業も活用いたしまして22年度予算と連続した事業実施を予定し、経済対策要素も加え、対応しているところでございます。

さらに、高速情報化に対応した高速情報インフラ整備に関しましては、21年度補正措置をしたところでありますが、国の予算執行の状況が整いましたので繰り越しでの実施といたしております。

生活用水の確保や下水道施設の整備は、快適な生活環境には必要不可欠なものであり、水道施設につきましては鶴巣、落合方面への配水管の強化対策を継続して実施してまいりますとともに、老朽管の布設替えを実施してまいります。

また、下水道設備につきましても、公共下水道の整備や合併処理浄化槽によります下水処理区域の拡大を進め、宮床農業集落排水事業区域につきましても、区域内未加入者への加入促進を図りますとともに効率的運営に努めてまいります。

「災害に強く危険の少ない安全のまちづくり」におきましては、町民懇談会時等に改めてその必要性をご説明し、結成を呼びかけております自主防災組織のさらなる結成促進を図ってまいります。

また、消防施設につきましては、消防ポンプ2台の更新並びに消防水利標識設置を行い、消火活動の充実を図ることといたしました。

交通安全対策につきましては、交通規制に関することは権限外になりますので、迅速に対応できるものとして交通安全呼びかけや通学路や交差点案内標識を準備し、迅速な対応を図ることとしております。

以上が平成22年度の主要施策の概要であります。経常的な施策事業につきましてもあわせて措置しているところであります。

以上の内容を盛り込みました一般会計当初予算額の概要であります。一般会計予算総額は80億 4,990万円で、前年度に比べ6億 610万円 7.0%の減となったところであります。

これに充てます財源につきましては、町税33億 5,557万 5,000円、地方交付税19億 6,300万円、国庫支出金7億 1,980万 4,000円、県支出金4億 2,535万 7,000円、町債3億 5,000万円とその他の収入のほか、庁舎建設基金から1億 9,000万円、長寿社会対策基金からは千葉登美子様の寄附を含んで1,000万円の取り崩しをもって充当することといたしております。

次に、特別会計の予算について申し上げます。

まず、国民健康保険事業勘定特別会計及び介護保険事業勘定特別会計につきましては、昨年と同様の内容としておりますが、保険給付費や介護給付費の増加を見込んでおります。

財産区特別会計については、3財産区会計ともそれぞれ所要の措置をしておりますが、吉田財産区特別会計におきましては財政状況も含めて管理委員報酬を日額報酬に改め、事業につきましては森林総合研究所事業での実施を予定しており、落合財産区特別会計におきましても管理委員報酬について2割減額での計上といたしております。

奨学事業特別会計は、高校、大学生の奨学金見込みの措置をいたしておりますが、国の実質高校授業料無償化を受け、大学生につきまして無償化軽減に相当するものとして貸与額を月額2万円から3万円への改定を予定しており、奨学生選考結果も含めて補正での調整を予定しているところであります。

老人保健特別会計については、後期高齢者医療制度移行前の精算請求対応部分について措置したものであります。

後期高齢者医療特別会計については、広域連合運営費増加分等を措置したものであります。

下水道事業特別会計については、下水道埋設後の舗装復旧工事やマンホールポンプ更新等について措置するとともに、水洗化率の向上と円滑な維持管理に努めてまいります。

農業集落排水事業特別会計については、区域内の加入促進とともに維持管理業務経費を措置したものでございます。

戸別合併処理浄化槽特別会計については、対象区域内の設置工事の推進により水洗化率の向上と設置浄化槽の維持管理経費を措置したものであります。

水道事業会計については、鶴巣、落合地区への配水管強化事業と老朽管の布設替えを継続実施し、安全・安心、安定的な給水に資するよう維持管理に努めてまいります。

水道事業会計を除く平成22年度の各種会計予算の総額は 127億 751万円となり、前年度当初予算と比較して 4.4%、5億 8,613万 9,000円の減となったところであります。

以上が平成22年度当初予算概要でございますが、国において21年度第2次補正予算が同一国会審議での先行可決となりました関係もあり、新たに創設されたきめ細かな交付金事業及び先行しました1次補正の経済交付金事業の入札実施後の追加分についてはこれまでの課題や当初予算要求事業も含めて調整し、21年度補正予算として対応し、未執行部分につきましては22年度へ繰り越し執行することにいたしております。

次に、平成21年度補正予算についてご説明を申し上げます。

一般会計につきましては、前段ご説明いたしました経済交付金及びきめ細かな交付金対象事業の措置と防災の全国瞬時警報システム（J-アラート）整備事業のほか、事務事業実施に伴います精算経費を措置いたしました。

補正額は1億 6,167万 7,000円を減額し、総額を97億 2,932万 4,000円とするもので、経済交付金事業で 5,800万円、きめ細かな交付金事業で 1億 400万円並びにJ-アラート整備事業で 800万円の追加とし、さらにまちづくり基金への1億 1,100万円の積み立て措置としております。

これらの財源措置といたしましては、町税1億 2,527万 7,000円、国庫支出金 1,313万 3,000円の追加と町債 6,250万円、県支出金 2,037万 2,00

0円、自動車取得税交付金 2,700万円の減額を行うとともに、財政調整基金で1億円並びに庁舎建設基金で7,850万円の繰入金減額の対応といたしております。

議案第15号及び議案第16号の国民健康保険事業勘定特別会計及び介護保険事業勘定特別会計につきましては、保険給付費の見込みにより増額措置をいたしております。

議案第17号から第23号までにつきましては、おのこのの会計におけます事務事業執行の結果により減額精算等の措置をいたしたものでございます。

次に、予算以外の議案についてご説明申し上げます。

承認第2号から承認第4号までにつきましては、新庁舎建設の建築本体、電気設備並びに機械設備工事につきましては、新庁舎整備に関連して現場調整等を含みまして議会委任範囲での変更契約を専決処分いたしましたので、その内容を報告し、承認をお願いするものであります。

議案第5号は、5月連休を利用して役場庁舎を移転することに伴い、役場位置を改めるもの。

議案第6号は、町の機関に申請・届出等の手続をインターネット等により行うことができるようにするため、共通事項を通則的に定めるもの。

議案第7号は、職員の時間外勤務手当について、労働基準法及び宮城県給与条例の改正に準じ、所要の改正を行うもの。

議案第8号は、吉田財産区管理会委員の報酬を年額から日額に改め、落合財産区管理会委員については年額報酬を2割削減する報酬額に改正するもの。

議案第9号は、個人町民税の軽減措置について、関係条文を削除するもの。

議案第10号は、身体障害者福祉法施行令等の改正に伴い、障害者医療費助成対象に肝臓機能障害を加えるもの。

議案第11号は、もみじヶ丘保育所の増築に伴い、定員を15名増員し、75名とするもの。

議案第12号は、大学生への奨学資金貸与額を月額2万円から3万円に改めるに当たり、必要債務・保証書類について改正するもの。

議案第13号は、物品運用率の低下により、物品調達基金条例を廃止するもの。

議案第37号及び第38号は、町道借楽園線外1線について廃止、認定を行うもの。

同意第1号は、本年3月24日に任期満了を迎えます固定資産評価審査委員の後任選任に当たり同意をお願いするものでございます。

なお、今会期中に交通ターミナル用地取得契約締結に関しまして追加提案をさせていただく予定にしておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

以上が平成22年度に執行します町政の基本方針と提出議案の概要でございますが、何とぞよろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。あいさつといたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (大和町新庁舎建設事業建築本体工事請負契約の変更)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(大和町新庁舎建設事業建築本体工事請負契約の変更)を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長(遠藤幸則君)

おはようございます。

議案書の1ページでございます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

大和町新庁舎建設事業建築本体工事請負契約の変更について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成22年2月26日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告しその承認をお願いするものであります。

2 ページであります。

大和町新庁舎建築事業建築本体工事請負契約の変更について。

平成21年2月17日議案第1号をもって議決された大和町新庁舎建設事業建築本体工事請負契約の一部を次のように変更する契約を締結するものであります。

記としまして、3 契約の金額「10億 695万円（うち消費税 4,795万円）」を497万 5,950円増額をいたし、「10億 1,192万 5,950円（うち消費税 4,818万 6,950円）」に変更をいたすものであります。

変更の内容につきましては、2月5日の新庁舎建設調査特別委員会でご説明を申し上げました庁舎棟車庫棟の屋根及び樋工事、エレベーターの法改正によります変更工事や型枠工事等についてはご説明申し上げました内容に変更はございませんが、階段室の床を塩ビとしたものを木仕上げと変更とした内容となっております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。15番 中山和広君。

1 5 番 （中山和広君）

今、新庁舎の本体工事についてご説明があったわけでありますが、過般の2月5日の特別委員会での説明、その際には10億 1,162万 9,850円ということで説明があったわけですね。今回、10億 1,192万 5,950円となったということは、その時点でなかったいわゆる木仕上げ、今課長から説明あった、その分が追加されたということで特別委員会で説明あった金額よりもふえたというふうに理解してよろしいんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

中山議員の質問にお答え申し上げます。

特別委員会で説明を申し上げた部分から今回、変更内容がありましたの

は、先ほど議員もおっしゃったとおり、床質、階段室の床を塩ビから木仕
上げに変更した内容でございますので、前回の特別委員会の額よりも29万
6,100円ほどの増というふうな形で10億 1,192万 5,950円というふうな内容
でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決いたします。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第4「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて （大和町新庁舎建設事業電気設備工事請負契約の変更）」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大和町
新庁舎建設事業電気設備工事請負契約の変更）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸
則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

議案書の3ページでございます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

大和町新庁舎建設事業電気設備工事請負契約の変更について、地方自治

法第 179条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり平成22年 2 月26日、専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告しその承認をお願いするものであります。

4 ページであります。

大和町新庁舎建設事業電気設備工事請負契約の変更について。

平成21年 2 月17日議案第 2 号をもって議決されました大和町新庁舎建設事業電気設備工事請負契約の一部を次のように変更する契約を締結するものであります。

記としまして、3 契約の金額「1 億 3, 440万円（うち消費税 640万円）」を 127万 2, 600円増額をいたし、「1 億 3, 567万 2, 600円（うち消費税 646万 600円）」に変更するものでございます。

変更の内容につきましては、特別委員会でもご説明申し上げました電灯、照明器具等設備の変更、コンセント設備等の変更に係るものでありまして、説明を申し上げました内容と増額金額とも同じ内容となっておりますのでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第 3 号を採決いたします。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第5「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(大和町新庁舎建設事業機械設備工事請負契約の変更)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(大和町新庁舎建設事業機械設備工事請負契約の変更)を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長(遠藤幸則君)

議案書の5ページでございます。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

大和町新庁舎建設事業機械設備工事請負契約の変更について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成22年2月26日、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告しその承認をお願いするものであります。

6ページであります。

大和町新庁舎建設事業機械設備工事請負契約の変更について。

平成21年2月17日議案第3号をもって議決された大和町新庁舎建設事業機械設備工事請負契約の一部を次のように変更する契約を締結するものであります。

記としまして、3 契約の金額「2億4,832万5,000円(うち消費税1,182万5,000円)」を212万6,250円増額をいたし、「2億5,045万1,250円(うち消費税1,192万6,250円)」に変更いたすものでございます。

変更の内容につきましては、特別委員会でご説明申し上げました屋外排水設備工事等の変更に係るものでありまして、説明内容及び増額金額とも同じ内容となるものであります。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決いたします。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前10時54分 休 憩

午前11時04分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6 「議案第 5号 大和町役場の位置を定める条例」

日程第 7 「議案第 6号 大和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」

日程第 8 「議案第 7号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 9 「議案第 8号 大和町財産区管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 10 「議案第 9号 大和町税条例の一部を改正する条例」

日程第 11 「議案第 10号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」

- 日程第12「議案第11号 大和町保育所設置条例の一部を改正する条例」
日程第13「議案第12号 大和町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例」
日程第14「議案第13号 大和町物品調達基金条例を廃止する条例」
日程第15「議案第14号 平成21年度大和町一般会計補正予算」
日程第16「議案第15号 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
日程第17「議案第16号 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
日程第18「議案第17号 平成21年度落合財産区特別会計補正予算」
日程第19「議案第18号 平成21年度大和町奨学事業特別会計補正予算」
日程第20「議案第19号 平成21年度大和町老人保健特別会計補正予算」
日程第21「議案第20号 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
日程第22「議案第21号 平成21年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
日程第23「議案第22号 平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
日程第24「議案第23号 平成21年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、議案第5号 大和町役場の位置を定める条例から日程第24、議案第23号 平成21年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

議案書の7ページでございます。

議案第5号 大和町役場の位置を定める条例。

大和町役場設定に関する条例（昭和30年大和町条例第2号）の全部を改正する。

地方自治法第4条第1項の規定に基づき、大和町役場の位置を次のとおり定めるものであります。

大和町吉岡字西桧木1番地の1であります。

説明資料の方をお開きをいただきたいと思います。議案第5号関係、まちづくり課の方であります。

1ページにつきましては、大和町役場の新旧の方でありまして、改正前の方がこういった内容になっております。

大和町役場設定に関する条例で、この町の役場を大和町吉岡字町裏16番地に設定するというので、昭和30年4月20日から施行されたものであります。

新たに改正後ということで、全部を改めるという形で、地方自治法第4条第1項の規定に基づき、大和町役場の位置を次のとおり定めるということで、吉岡字西松木1番地の1とするものでございます。

次、2ページをお開きいただきます。

位置図であります、大和町新庁舎の建設地の部分が太い実線で囲われた部分であります。吉岡字西松木1番地の1が左上の斜線で囲まれた部分であります、この部分を一帯という形で大和町の新庁舎の位置と定めるものでございます。

議案書に戻っていただきたいと思えます。

附則としまして、この条例は平成22年5月6日から施行いたすものであります。

以上の内容でございます。よろしく願い申し上げます。

続きまして、議案第6号、8ページの方になります。

議案第6号 大和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の内容でございます。

条例文の説明の前に、まず議案第6号関係の説明資料の方でこの施設利用の関係のサービス内容等について説明を申し上げてまいります。

議案第6号関係の説明資料の1ページであります。

まず、電子申請・届出サービスとはいうようなことではあります、従来、窓口や郵送などで行っていた県・市町村への申請・届出などの各種手続をインターネットからオンラインサービスで行うサービスであります。

電子申請・届出サービスにおきましては、住民・法人または団体の皆様の利便性向上を目的としており、自宅や職場のパソコンから基本的には24時間 365日のサービスを利用することが可能となるものであります。

その図式が下の図になっております。

電子申請をするために何をすればいいかというようなことではあります

が、申請を行う際には、ご利用になるパソコンに設定が必要となる場合があります。また、電子署名の付与、これなんかも必要でありますので、その部分は手続により若干異なる部分があります。

その電子証明とはどういうことかというんですが、電子社会における身分証明書となるもので、Web ページなどで公開されている公開かぎがご自分の秘密かぎと対になるものであることを証明をする電子データであります。

電子証明書を取得しますと、ご自分で公開かぎであることを保証してくれますので、安心して暗号でのやり取りができるようになります。よく言われます「なりすまし」や「データ盗聴」などを防ぐことができます。電子署名の本人確認のための印鑑証明書の役割を果たすものでございます。

2 ページであります。

電子署名とは、データの発信元を証明するために電子的に記録された署名のことでありまして、電子署名の部分としては公的な個人認証サービスとか商業登記に基づく電子認証など、ここに記載している内容が電子署名の部分になります。

電子申請の届出サービスの利用に当たっての利用料につきましては、利用料は必要はないというような状況でありますし、電子申請は申請データを送信したら完了かというようなことでありますが、申請データを送信後、通常書類審査と同じように職員による電子審査が行われますので、自治体側、役場からの結果通知、電話またはメールまたは電子通知書をお待ちくださいというような形になります。

利用者情報を登録しないと申請・届出はできないのかということですが、利用者情報の登録をせずにご利用になれる手続とできない手続がありますので、それぞれ確認が必要であります。登録には料金の必要はございませんというようなことであります。

具体の電子申請のフロー図であります。

申請者がこういった手続、例えば申請なのか処分等の通知なのか、縦覧等の申し込みなのか、こういった部分の手続を選択をいたしまして、申請書の作成・送信では申請情報を入力してファイル添付、電子署名等を付して役場の方に送信をするというふうな形であります。役場の方では申請情

報の受け付けをし、内容確認、現行と同様の処理業務、いわゆる審査、許可証発行などの事務を行って、審査情報の通知など、訂正部分とか補正関係とか、そういった部分があれば状況をお知らせをし、審査の結果をその結果通知をして、結果通知の取得を行い、審査結果を取得した後、手数料の納付が必要が場合もありますので、手数料の納付後、窓口等で指定された方法で許可証などを取得できるのが可能な状況になります。役場の方では、交付物受け渡し後、登録をして完了というふうな形になります。

4 ページであります。

この電子申請システムにつきましては、宮城県と参加市町村の共同での運用というふうな形でありまして、現在、宮城県のほかに24の市町村がこの電子サービスの市町村の共同運営に参加をしているものであります。

システムの稼働時期であります。県につきましては22年2月1日から、参加市町村につきましては本年の7月1日からになるものであります。

大和町におきましては、22年7月1日よりふるさと納税の申し込み、給水使用開始届、給水使用休止届、給水使用の変更届の4件の導入を予定をしているものでございます。

では、議案書の方に戻っていただいて、議案の説明の方になります。

まず、第1条であります。この条例の目的を、町の機関に係る手続等をインターネット等により行うための共通事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに行政運営の簡素化・効率化を資することを目的とするものであります。

第2条につきましては用語の定義でありまして、第1号の条例等から次ページの第10号の手続等までの用語の規定を行っているものであります。

第3条は電子情報処理組織に係る申請等の内容を規定したものでありまして、ほかの条例等で規定で署名等により行うこととしている申請等につきましても、インターネット等により行うことができるものとしたものであります。

第2項につきましては、前項の規定により行われた申請等につきましては、書面等により行われるものとみなし、その申請等に係る条例等の規定を適用をいたすものであります。

第3項につきましては、第1項の規定により行われた申請等は、町の電子計算機に記録されたときに町に到達したものとみなすこととしたものであります。

第4項につきましては、他の条例等の規定で署名等を行うこととしている申請等につきましては、氏名または名称を明らかにする措置をもって署名等にかえることとするものであります。

第4条につきましては、電子情報処理組織による処分等の通知であります。他の条例等の規定で書面等により行うこととしている処分通知等についても、インターネット等により行うこととしたものであります。

第2項につきましては、前項の規定により行われた処分通知等につきましては、書面等により行われたものとみなして処分通知等に係る条例等の規定を適用といたすものであります。

10ページ、第3項であります。第1項の規定により行われました処分通知等は、処分通知等を受ける者の電子計算機に記録されたときに処分通知等を受け取る者に到達したものとみなす条項であります。

第4項につきましては、他の条例等の規定で署名等を行うことにしている処分通知等につきましては、氏名または名称を明らかにする措置をもって署名等にかえることができることといたすものであります。

第5条は、電磁的記録による縦覧等であります。他の条例等の規定で書面等により行うことにしている縦覧等につきましても、電磁的記録に記録されている事項または当該事項を記載した書類によりできるものといたすものであります。

第2項につきましては、前項の規定により行われた縦覧等についても書面等により行われたものとみなし、その縦覧等に関する条例の適用を受けるものといたすものであります。

第6条は、電磁的記録による作成等であります。他の条例等の規定で書面等により行うこととしている作成等についても電子的記録によりできることといたしたものであります。

第2項は、前項の規定により行われました作成等については書面等により行われるものとこれもみなして、その作成等に関する条例等の規定を適用をいたすものであります。

第3項につきましては、他の条例等の規定である署名等を行うこととしている作成等につきましても、氏名または名称を明らかにする措置をもって署名等にかえることができるものとしたものであります。

第7条は、手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表について規定をいたしたものであります。

この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネット等により公表をいたすこととしたものであります。

11ページであります。第8条は委任事項でございます。

附則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行をいたすものであります。

続きまして、議案書の12ページでございます。

議案第7号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

大和町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正をいたそうとするものでございます。

これにつきましては、条例議案の説明資料の新旧対照表をお開きをいただきます。大和町職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。

時間外勤務手当の改正内容になるものであります。時間外勤務手当につきましては、労働基準法及び一般職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、1カ月について60時間を超えてした時間外勤務については、従来100分の125を100分の150と変更する内容で11月の臨時議会において改正を行ったところでございます。

今回の改正につきましては、1カ月について60時間を超えてした時間外勤務には、同一週を越える期間において週休日の振りかえを行った結果、職員が1週間の法定労働時間、40時間ありますが、1週間の法定労働時間を超え、かつあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えてした勤務も含まれることから、所要の改正を行うものであります。

変更につきましては、週休日の振りかえによる法定時間を超えた時間外勤務については100分の25を割り増ししておりますが、新たに60時間を超えた後に発生した場合はこれを100分の50といたすものであります。

では、新旧対照表の第17条であります。第8項、新の方であります。これは勤務時間の割り振りに係る読みかえの規定を追加をいたしたも

のであります。2 ページがその読みかえ後の内容であります。

第 8 項に係ります第 17 条第 5 項及び第 6 項の読みかえの内容であります。

まず、新の方の第 5 項の読みかえであります。読みかえ前につきましては、1 カ月に 60 時間を超える勤務について、第 1 項の規定、これは通常 100 分の 125、深夜の場合ですと 100 分の 150 であります。の割合規定であります。第 1 項の規定にかかわらず、通常 100 分の 150、深夜については 100 分の 175 を支給するとあるものを、読みかえ後であります。改正後は、1 カ月に 60 時間を超える勤務で割り振り変更前の勤務時間、週 40 時間を超える勤務に対して第 3 項の規定、これは 100 分の 25 あります。にかかわらず 100 分の 50 を支給をいたすものとするものであります。

第 6 項の読みかえ前、改正前の内容であります。時間外勤務代休時間により職員が勤務しなかったときは、第 5 項の規定にかかわらず、通常 100 分の 150、深夜 100 分の 175 に第 1 項の割合を減じた割合、これは通常 100 分の 150 から 100 分の 125 に減をいたすもの、深夜につきましては 100 分の 175 から 100 分の 150 に減じたものであります。これに乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しないとしたものであります。

読みかえ後に、時間外勤務代休時間により職員が勤務しなかったときは、第 5 項の規定にかかわらず 100 分の 150、60 時間を超えた分の 150 から第 3 項で規定する規則で定める割合、これは 100 分の 25 あります。100 分の 25 を減じた割合で得た額、結果的には 100 分の 25 になりますが、この 100 分の 25 の時間外勤務手当を支給することを要しないいたすものであります。

議案書の方であります。附則としまして、この条例は平成 22 年 4 月 1 日から施行いたすものであります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

それでは、議案書の 13 ページをお願いいたします。あわせまして、説明資料の 3 ページ、4 ページもご参照をお願いいたします。

議案第8号 大和町財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましては、大和町内の3財産の管理会委員の報酬等について一括規定をいたしてございますが、施政方針の中にも記載をいたしてございますが、第2条第2号の吉田財産区管理会、第3号の落合財産区管理会につきまして改正を行うものでございます。

説明につきましては説明資料の3ページでご説明させていただきますので、そちらをご参照願います。

まず、吉田財産区管理会でございますが、従来、年額報酬の規定でございましたけれども、財政状況等々も含めまして管理会の中で委員さんからのご提案がございまして、この機会に日額に改めようということになりました。費用弁償分、日当分を含んで、会長日額8,500円、職務代理者7,500円、委員6,500円に改めようとするものでございます。

3号の落合財産区管理会につきましては、こちらも毎年の予算の中で収入と支出につきましては支出の方が多い状況になりますので、財源として年々基金からの取り崩しを行わなければならないということに対しまして報酬を2割削減しようというご提案がございまして、今回、2割相当額の減額ということで、従来の会長年額44万8,000円を35万8,000円、職務代理者につきましては27万2,000円を21万8,000円に、委員につきましては25万5,000円を20万4,000円に改める内容のものでございます。

第3条につきましては、すべての管理会が年額規定でございましたので、日額の場合の規定がございませんでしたので、日額の場合は招集があった日のみ対象となりますという規定を加えたものでございます。

4ページの一番下、5条の部分につきましては、前段ご説明いたしました吉田財産区管理会につきましては従来の日当分を含めて日額幾らというふうなお話し合いになったことから、吉田財産区につきましては日当を支給しないということでほかの管理会と内容を異にしましたので、そちらを明記したものでございます。

議案書の13ページにお戻りをお願いいたします。

以上の内容の規定でございまして、附則といたしまして、22年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

税務課長佐藤成信君。

税務課長（佐藤成信君）

それでは、議案書の14ページになります。

議案第9号 大和町税条例の一部を改正する条例であります。

大和町税条例の一部を次のように改正するものであります。

それでは、議案の説明資料により説明をしたいと思います。資料の5ページをお願いいたします。

大和町税条例の新旧対照表になります。

第32条個人の均等割の税率の軽減を削除するものであります。

この件につきましては、昨年9月の議会におきまして全員協議会の中で説明をいたしまして議員の皆様にはご理解をいただいているところでございます。その中で、12月もしくは3月の議会に条例を提出したいというお話をいたしました。今回、提出をするものでございます。

近隣町村の動向でございますけれども、富谷町、それから大衡につきましては12月議会で提出済みでございます。大和町、大郷につきましては3月提出ということでございます。

9月の説明時点で1,314件、対象者約800人、還付額を39万4,200円と説明をいたしましたが、10月に精査をいたしまして通知件数を1,223件、通知人数を747人、還付金額が36万6,900円でございます。2月末現在でございますが、29万8,500円の還付を行っておりまして、目安としておりました80%を超えます81.4%でございます。

議案書に戻りまして、附則といたしまして第1、施行期日を平成22年4月1日施行とするものでございます。

附則2におきましては、経過措置を規定しております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

続きまして、議案書の15ページ、お願いいたします。

議案第10号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例の改正内容につきましては、条例議案説明資料の6ページの新旧の対照表をお願いいたします。

この新旧対照表の第2条第1項第2号に記載のとおりでございますが、アンダーラインの部分でございます。これまで肝硬変などの肝臓病、重い肝臓病につきましては身体障害者として認定はされておりました。このたび国の方の法律改正によりまして、今年4月1日よりその病状の重さにより1級から3級の区分としまして認定されることになりました。これに伴いまして、宮城県といたしましてこのたび身体障害者医療費助成制度の補助金の交付要綱が県の方で改正をされまして、肝臓機能障害がつけ加えられることになったことによりまして、大和町としましても条例を改正しまして肝臓をつけ加えるものであります。

議案書の方でございますけれども、附則としまして、この条例につきましては平成22年4月1日より施行したいものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸義春君）

それでは、16ページの議案第11号でございます。大和町保育所設置条例の一部を改正する条例でございます。

大和町保育所設置条例の一部を次のように改正するものでございます。

説明資料の7ページであります。保育所の第2条であります。保育所の名称、位置及び定員の規定でございます。

今回、もみじヶ丘保育所の増築に伴いまして、これまでの定員60名から15名を増員いたしまして75名といたすものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成22年4月1日からの施行とするものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

それでは、議案書17ページをお願いいたします。議案第12号 大和町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例でございます。

大和町奨学資金貸与条例の一部を次のように改めるものでございます。

条例議案の説明資料、8ページをごらんになっていただきたいと思いません。

まず最初に、大和町奨学資金貸与条例につきましては、奨学資金の貸与の際の手續等について定めている条例でございます。条例の第3条をごらんになっていただきたいと思いません。

学資金の貸与額は、規定で定める額とするとあります。町長の施政方針等にもありましたけれども、大和町の奨学事業審議委員会が2月に開催されました。その際に、大学生への貸与額を現在の月額2万円から1万円引き上げ、月額3万円とすることに決定しております。これにつきましては、22年度の貸与から適用するというふうなことになります。これを受けまして、大和町奨学資金貸与規定を改正する予定としております。

これにあわせて今回、大和町奨学資金貸与条例も改正させていただきたいと思っております。まず、奨学金の返済につきましては、貸与を受けた本人、学生自身が責任を持って返していただくこととなりますが、何らかの事情によりまして返済が滞った場合、本人にかわって返済していただくために連帯保証人を現在、お願いしているところです。

今回の奨学資金貸与条例の改正につきましては、貸与額が引き上げになったことによりまして1年間で36万円、4年間ですと144万円の貸与となりまして多額となりますことから、従来、連帯保証人を一人、保証人を一人お願いしていたところなんです、今回の改正によりまして連帯保証人をお二人にさせていただきたいというものでございます。

説明資料になります。第5条、第7条、第12条につきましては、連帯保証人を第一連帯保証人、それから保証人を第二連帯保証人に改めるものでございます。

第13条につきましては、現在、月賦、半年賦、年賦ということで3種類で返済方法を選択していただいておりますが、これを、年賦返済を削除しまして月賦返済と半年賦の2種類とするものであります。

議案書の方にお戻りいただきます。

附則でございます。この条例につきましては、公布の日から施行し、平成22年度の学資金の貸与から適用するというにしたいものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

会計管理者兼会計課長浅野雅勝君。

会計管理者兼会計課長（浅野雅勝君）

議案書は18ページになります。議案第13号 大和町物品調達基金条例を廃止する条例でございます。

物品調達基金につきましては、筆記用具、ファイル、用紙類、印刷物などの物品を一括購入することによりまして、物品の調達及び管理に関しての事務の円滑化かつ効率化を図るため、昭和47年8月から始まったものでございます。

基金の額につきましては、当初 200万円からスタートしまして、平成8年度からは 500万円に増額しまして運用してきているものでございます。

ここ数年の基金の現状でございますけれども、運用率、利用状況を見ますと、平成16年度の 131.3%、17年度で81%、18年度で69.4%、19年度で51.3%、20年度におきましては43.3%と利用状況が低下しておりまして、取扱数量の減とともに労力のかかるものとなってきてございます。

また、新庁舎移転にあわせまして基金についても検討してきましたけれども、新庁舎での物品スペースの確保の難しさもあり、これらのことから今回、物品調達基金条例を廃止しようとするものでございます。

なお、今後の物品調達でございますけれども、町内で物品を調達できることから各課で対応していただく。ただ、印刷物でございますけれども、そのうち図袋、封筒、賞状用紙につきましては一般会計で購入しまして、集中管理する中で各課へ提供する予定としてございます。

附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行するもの
でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

それでは、議案書の19ページをお願いいたします。

議案第14号 平成21年度大和町一般会計補正予算（第7号）でございま
す。

21年度大和町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる
ものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、現金額から歳入歳出それぞ
れ1億6,167万7,000円を減額し、総額をそれぞれ97億2,932万4,000円
とするものでございます。

明細、内訳につきましては第1表によるものでございます。

第2条の繰越明許費でございますが、翌年度に繰り越して使用できる経
費が第2表に、債務負担行為の変更につきましては第3表に、地方債の補正
は第4表と記してございます。

24ページをお願いいたします。

24ページにつきまして、繰越明許費として一覧を掲載をいたしました。
おのおの内容、事業名、金額を記載いたしてございますが、ここの中での
多くにつきましては、国の補正予算で計上されました交付金事業につきま
して繰り越しという扱いをしているものが多い状況でございます。

恐れ入りますが、別紙としまして地域活性化各種交付金事業という資料
をお配りさせていただいておりますが、そちらで概要をご説明申し上げます。

こちらにつきまして、国におきましては20年度、21年度の2カ年で、こ
れまで五つの経済対策の交付金事業が打ち出されました。今回の資料につ
きましては、2番目から5番目までの四つについて記載をさせていただいて
おります。一番最初のものにつきましては20年度で終了いたしております

して、小型消防ポンプ自動車2台を購入したものでございます。それ以降の部分について、現時点での内容を整理いたしてございます。

1ページをお開きください。

こちらは20年度の第2次の補正で、国が補正したもので予算措置をし、繰り越したものでございます。

左側に1から14というふうに記載をしてございます。こちらにつきましては、現在、3月末までで終了するというところで事業実施を行っております。太線で繰取りをさせていただいております。これらの系列の事業をまとめて申請をし、繰り越した状況でございますが、繰り越した以降、最終確認をいたしましたら、この太線を越えて経費を融通することはできませんという回答でありました。

それによりまして、その後の事業調整で、その事業について別途あるいは別な形で実施、あるいは請負での差金が生じたものにつきましては、この太線枠内での調整しかできない形になりましたので、2から9の部分では道路関係費としてまとめさせていただきましたので、こちらの部分は、請差があった部分については追加の事業実施可能ということでしたので、そちら全体として4,334万2,000円になるんでございますが、繰り越し事業費の分、合計いたしますと。そちらの合計になるよう現在、最終の事業執行を行っております。

当初、1億2,664万円、下のところになりますが、合計の、1億6,664万2,000円の事業費計上で繰り越しをいたしたところですが、最終見込みが8,888万3,000円の執行状況になる見込みでございます。一番上に交付限度額9,602万1,000円と記載してございます。こちらは、残念ながらその差額分713万8,000円につきましては計画した項目内での実施ができない状況になりますので、こちらは収入分を減額してお返しするようになろうかと思っているところでございます。

2ページにつきましては、経済危機対策の交付金でございます。

こちらにも既に予算措置をさせていただいて事業を執行いたしてございます。一番上に1億5,914万7,000円、当初は1億5,988万5,000円という通知でございましたが、最終的に再計算をされて通知された金額が159147ということで、若干少なくなっておりますので、現在はこの限度額内での

事業執行を予定してございます。

1から16まで掲げたもので事業を執行しておりますが、契約額というところに記載したものにつきましては、執行終了のもの、あるいは一部執行中のもの等も含んでございます。それらの合計が下のところで1億4,067万9,000円というふうに合計入っておりますが、下から14番目の教育総務課の学校情報通信の備考欄の一番下ですが、こちらにつきましては2分の1の国庫補助金がありますので、この部分を差し引きいたしますと全額充当して1億1,800万円、細かく言いますと118457、1億1,845万7,000円が執行済みという形になります。1億5,900万円との差額、4,000万円ほどに対しまして今回、請負差額等も見込みまして5,800万円ほどの事業費を補正として計上させていただいております。

斜線を引いた部分等につきましては、先ほどご説明させていただきました繰越明許費のところにはほとんど記載をさせていただいたものでございます。

次、3ページをお願いいたします。

こちらは公共投資の交付金事業でございます。当初は国が補正をしまして予算補助事業に対しまして手を挙げ、その一般財源の負担分について充当できるという要綱説明がございましたが、最終的にはその内容等がいろいろ変わりました、以前の交付金と大体同様で限度額が1億119万2,000円というふうに示されたものでございます。

当初は、手挙げ事業ということで、1番目の地域情報通信、光ケーブルの整備部分と、それから舗装補修事業について予定をしておったところですが、舗装補修事業につきましては直接充当はできないということで単独で事業を実施したものの、振りかえはオーケーですという要綱通知がございましたので、2番から10番までにつきましては舗装補修事業として予定した分について、単独事業の財源振りかえという内容で計画をいたしましたので、こちらはすべて執行済みという内容になります。

一番上の情報通信のみ、最近、事業執行についてゴーサインが出ましたので、繰り越しでの実施という予定でございます。

4ページにつきましては、こちらは21年度の第2次補正で、22年度の予算と同時に国会に提出され、先行議決されまして、こちらの限度額、第2

次通知額で 7, 887万 1, 000円となっております。これらについてはこれから予算計上するものというふうになってございまして、すべて今回に計上させていただきますので、完成は繰り越してでの完成という予定でございまして。

7, 800万円に対して予算措置額 1億 469万 6, 000円がすべて入札等々経る内容でございまして、入札・落札率75.3ですので、これを若干上回れば、全部を使い切り得ないという状態は発生しません。75.3以上の落札率であれば、若干の一般財源追加で事業完了になるという見込みのものでございまして。

恐れ入ります、個別のものについてはご覧をいただくということでお願いいたします。

24ページにお戻りをいただきまして、今、ご説明をさせていただいたものがほとんどでございしますが、それ以外に町勢要覧、新庁舎、児童手当の事務費等々記載をいたしてございしますが、そちらにつきましては実際の事業内容等についてやむを得ずという、例えば、町勢要覧につきましては、新庁舎へ5月に移転をすることになりますので、これから発行する要覧であれば新しい庁舎での写真を掲載すべきであろうということも含めまして、繰り越しての対応ということで適切な時期の執行という予定で考えているものでございまして。

25ページをお願いします。

こちらは、中小企業振興資金、借入件数が多くなって預託金額が若干不足しておりますということで、臨時議会で預託金をプラスさせていただきました。それとの連動で損失補償分、預託金額の1割という内容になりますのでその分の追加でございまして。

26ページにつきましては、地方債の補正でございしますが、新庁舎の建設工事等々あるいは小鶴沢線の改良、辺地債を充当する予定でございましたが、そちらの事業費の見込みが立ったこと、さらには完了したこと等を含めまして、新庁舎につきましては 5, 800万円を減額、道路橋梁小鶴沢線につきましては 450万円の減額、合わせまして 6, 250万円の地方債借入れを減額するという内容のものでございまして。

それでは、事項別明細書をお願いいたします。

事項別明細書の3ページ、歳入でございます。

町税の2項固定資産税につきましては、21年度評価替えがあるということで、現状の土地価格等からすると低くなるのではないかという見込みで整理をいたしたところでしたが、結果としてそのダウン幅が若干小さくなったという内容のものも含めまして1億600万円ほどの増加でございます。

都市計画税につきましても、固定資産と同様の対象物、範囲が限られておるわけですが、その内容で追加でございます。

3款の利子交付金から4ページの6款地方消費税交付金までにつきましては、宮城県から21年度の見込額ということで通知があったところがございます。その内容、経済状況を反映してということになるのかと思いますが、減額の措置をさせていただいております。

4ページの8款の自動車取得税交付金、こちらにつきましては、年3回の交付がありますが、現時点では2,600万円ほどの収入しかなくなってございません。3月の交付分を加えましても到底予算額に到達できないのではないかという見込みで、今回2,700万円の減額措置をさせていただきました。

13款の分担金、負担金につきましては、おのこの保育所、小学校、中学校の対象児童生徒等の変更によるもの。

次の負担金につきましては、特養施設の入所者に対応するもの。保育所運営費につきましては保育料の収入見込額。

2目の土木費負担金の500万円につきましては、リサーチパーク造成に関連いたしまして、リサーチパーク内の雨水排水につきましては最終的に道路側溝に入れて排水をする内容になってございますが、南側部分につきましては仙台市の市道側溝へ流れ込む内容になるんだそうでございます。その部分は、受けますと道路側溝よりも若干大きく側溝整備をしなければならない、その負担をするということで、金額、県の土地開発公社から町に受け、町から道路ということで、仙台市の方に負担するという内容で500万円が入り、500万円が出るという内容のものでございます。

5ページでございます。

こちらの使用料につきましては、現時点での見込額、状況について整理

をいたしました。ただ、土木使用料の道路使用料、公園使用料につきましては、流通工業団地のパナソニックEVエナジーの会社が立地しまして、そちらに東北電力で高圧鉄塔で電力引き込みをすると。その工事の関係で道路等々の使用がありましたということで、臨時的に増加になった部分を措置させていただいたものでございます。

14款使用料、手数料等につきましては、実績あるいは見込額での計上とさせていただきます。

6ページの国庫支出金の国庫補助金でございますが、こちらにつきましても通知等々あったものでございますが、地域活性化の交付金につきましては、まず経済危機につきましては当初通知あったものとの差額分、公共投資の部分につきましては従来の対象事業の残り部分を計上していたところですが、若干の差異があったということでマイナス。最終的に若干プラスになった部分がありましたので、こちら最終的には減額が少し小さくなるかと思えます。

7節の防災情報通信設備につきましては、防災情報云々と書いてありますが、施政方針に記載いたしましたJアラートの整備部分でございます。

あと、きめ細かな交付金につきましては、こちら7,146万4,000円としてございますが、第2次の通知で740万円ほどプラスになりましたので、こちらは先ほどの充当部分を変えるというだけの措置になりますが、先ほどの説明資料の金額になります、最終的には。

その他のものにつきましては、執行状況、精算等によるものでございます。

2目民生費の5節子ども手当準備事業補助金につきましては、子ども手当支給に向けましてシステムの改修に要する費用の補正でございます。

7ページに入りまして、県の支出金関係につきましては実績の精算等々によるものでございます。

9ページ、お願いします。

18款寄附金につきましては、社会福祉費寄附金につきましては宮中販よりの寄附をいただいたもの、土木費につきましては小鶴沢線の事業費確定、減額しての確定になりましたことから、それへの対応として環境事業公社部分での減額をいたしてございます。

19款の繰入金につきましては、財政調整基金の当初1億円崩してのスタートになってございましたが、その部分につきましては戻し入れをするという内容のもの。

庁舎建設基金につきましては、事業費の確定等も含めまして今年度の繰り入れ部分を減額するもの。

受託事業収入につきましては、洞堀川の除草関係確定額。

雑入等につきましても、見込みでの整理をいたしてございます。

10ページ、町債につきましては、前段地方債の補正でご説明した内容の額の変更でございます。以上、歳入となります。

議長（大須賀 啓君）

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

午前11時56分 休憩

午後0時58分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

では、事項別明細書の11ページでございます。3歳出になります。

1款1項1目議会費の3節、4節は、議員の期末手当等人件費に係る調整によるものでございます。

9節、11節、19節につきましては、費用弁償、議会だより及び政務調査費の精算見込みによります減額補正といたすものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費になります。

1節は特別職報酬等審議会の報酬の精算見込み分につきましては、3節、4節は人件費に係ります調整となるものであります。

以下、各科目間の人件費補正につきましては説明を省略させていただきます。

8節報償費は退任区長への記念品等の精算によるもの、9節旅費につきましては各委員の費用弁償及び職員研修の旅費の確定見込みによる減額といたすもの、11節需用費の食糧費につきましては区長会議に係る精算見込み分、12節役務費は職員採用試験の2次募集に係るものであります。

13節の委託料につきましては、職員健康診断の結核検診や循環器検診等の精算見込みにより減額といたすものであります。

19節負担金につきましては、黒川地域行政事務組合の管理運営費負担金の確定見込みにより減額補正といたすものでございます。が、主なものでございます。

次に、2目文書広報費になります。

9節旅費は広報研修等の旅費の精算分、11節消耗品費はパソコン用再生紙に係るもの、印刷製本費につきましては広報紙の印刷及び例規集の加除の確定見込みにより減額といたすものであります。

12節役務費は、郵便後納料金の補正計上でございます。

19節負担金は、日本広報協会への経費負担の精算に係るものでございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

それでは、3目財政管理費でございますけれども、こちらにつきましては今回の3月補正によります歳入歳出の調整分につきましてまちづくり基金へ積み立てをするものでございます。

5目財産管理費につきましては、12節の役務費につきましては新庁舎の引き受け後、5月に火災保険料の更新期になりますが、それまでの期間の火災保険料でございます。

備品購入費につきましては、新庁舎及び学校につきましては地デジ対応テレビの購入あるいは整備の予定となっておりますので、それ以外の施設

につきまして経済交付金を充当いたしまして購入しようとするものでございます。

なお、吉岡コミュニティセンターの部分につきましては、財源の振りかえ部分のみでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

6目企画費でございます。

8節報償費は地域づくり講演会等の講師謝礼の減額といたすもの、11節需用費の修繕料につきましては町民バスに係りますタイヤ等の精算見込み分として減額をいたすものであります。

印刷製本費は第4次総合計画冊子印刷代の確定見込みによる減額、15節工事請負費につきましては、旧農協跡地解体整備事業等の契約執行残分を減額といたすものであります。

7目電子計算費13節委託料につきましては、前段で申し述べました労働基準法改正によります時間外勤務手当に係ります1週60時間を超える部分のシステムの修正委託に係るものでありますし、また、旧記憶媒体磁気テープの粉碎処理の業務委託に係るものでございます。

13ページであります。

9目交通対策費の12節役務費につきましては、ベビーシート等に係る保険料の精算見込み分を減額といたすものであります。

10節無線放送施設管理費につきましては、11節無線子局に係る電気料の見込み分を、15節工事請負費につきましては防災無線老朽化改修の個別受信機等の精算見込みによるものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

次に、11目女性行政推進事業費の8節の報償費につきましては、男女共同参画第2次推進プラン策定委員会及び審議会の精算見込みによります減額補正でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

12目の庁舎建設費になります。4節共済費につきましては、緊急雇用創出事業に係ります臨時職員6人に係る社会保険料であります。

9節旅費につきましては、工場検査等に係ります職員旅費の精算見込分の減額、12節の役務費につきましては筆耕料に係るものでありまして、審議場の名札の48枚分に係るものであります。

13節委託料は入退場システムセキュリティーシステム増設等に係る業務委託料、15節工事請負費は庁舎建築本体、電気設備、機械設備工事等の契約執行残見込み分を減額といたすものであります。

18節備品購入費は、議場什器のほか放送機材、会議室等の庁用備品等の購入に係る部分を補正をお願いをいたすものであります。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

13目諸費でございますが、8節報償費及び11節需用費につきましては、町の表彰式の事業費の確定により減額するものでございます。

12節の役務費につきましては、平成21年度採用自衛官数の確定により、国よりの事務委託金の確定となったことによる減額でございます。

15節工事請負費につきましては、経済交付金事業によりまして住宅建設が進んでおります杜の丘地区に防犯灯33基を設置しようとするもので、繰り越しして事業を実施したいとすものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

税務課長佐藤成信君。

税務課長 (佐藤成信君)

それでは、14ページになります。

2款2項2目賦課徴収費でございます。8節報償費につきましては、納税貯蓄組合完納報奨金確定見込みによります減額計上でございます。

ちなみに、昨年も同額程度の減額補正をいたしておりますが、主な理由といたしましては平成20年度に後期高齢者医療制度、これが国保から抜けたものでございまして、この分によります減額でございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 (遠藤幸則君)

2款4項3目県知事選挙執行費でございます。平成21年10月25日に執行されました宮城県知事選挙に係る事業費確定により、1節より14節までそれぞれ減額といたしたものでございます。

なお、県知事選挙の投票率でございますが、男が48.78%、女が48.41%、計で48.59%でありました。

15ページをお願いいたします。

5項1目統計調査費になります。統計調査費につきましては、平成22年2月1日を基準としました世界農林業センサス調査に係ります節間の調整を行ったものでございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 (瀬戸義春君)

3款の民生費であります。1項1目社会福祉総務費であります。

1節、8節、9節につきましては、臨時民生委員推薦会における精算見

込みによる減額でございます。

19節の負担金補助であります。社会福祉協議会に対する人件費調整分に係る計上であります。

28節であります。国保特別会計の精算見込みによる減額計上でございます。

2目の老人福祉費であります。8節、11節、20節につきましては、敬老会の実施による記念品代、食糧費、敬老祝金等の精算による減額計上であります。

23節の償還金であります。平成20年度の老人クラブ等高齢者保健福祉事業費補助金の確定による償還金であります。

28節の繰出金であります。介護保険特別会計につきましては町法定負担分の確定見込みによるものであります。

老人保健特別会計につきましては、精算見込みによりそれぞれ減額いたすものであります。

4目の障害者福祉費であります。7節の賃金は障害程度区分の認定調査員の執行見込みによるものであります。

12節につきましては、主治医意見書手数料の執行見込みによるものであります。

13節につきましては、障害者福祉サービスシステムの改修に係る精算見込みと日中一時支援事業、訪問入浴サービス等の執行見込みによりそれぞれ減額いたすものであります。

19節の負担金補助であります。負担金につきましては黒川行政事務組合で共同処理しております障害者自立支援審査会事務の負担金の精算に伴う減額、補助金につきましては、特別処遇加算費補助金であります。重度の知的障害者が通所する施設に対する加配職員の市町村対象者数割での人件費補助でありまして、執行見込みによる減額であります。

通所サービス利用促進事業につきましては、利用者の送迎を実施する通所施設に対する送迎に要する費用の補助であります。新たに短期入所の送迎サービスに係る経費が対象になったことにより利用者の増による追加計上であります。

自動車運転免許取得費助成事業費につきましては、利用見込みにより減

額するものであります。

5目のひだまりの丘管理費であります。13節の委託料につきましては、施設維持に係る機械設備点検保守等の業務委託に要する精算見込みによる減額でございます。以上でございます

議長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長(瀬戸啓一君)

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。

19節につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合会への負担金の確定によるものでございます。

28節の繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計の精算見込みによります一般会計からの繰り出しでございます。

次のページ、お願いいたします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。

1節の報酬につきましては、青少年問題協議会委員報酬の精算見込みによる減額でございます。

8節の報償費につきましては、町虐待防止連絡協議会の報償金の精算見込みによる減額でございます。

9節につきましては、協議会委員の費用弁償の精算見込みでございます。

13節の委託料でございます。13節の委託料につきましては、次世代育成支援後期行動計画策定業務の委託の精算見込みによります減額と、22年度から始まります子ども手当事業、子供1人当たり月1万3,000円の給付でございます。この業務に対しましての準備に要する経費としまして、電算システムの開発業務委託料468万9,000円が含まれております。

20節の扶助費につきましては、乳幼児医療費及び心身障害者医療費の助成金の実績見込みによるものでございます。

2目の児童措置費でございます。これにつきましては、昨年10月に執行停止となりました子育て応援特別手当事業でございますけれども、その執

行停止後の補助対象外となった分について全額減額するものでございます。

3目の母子福祉費につきましては、母子・父子家庭医療費の助成に関しまして精算見込みによる補正でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸義春君）

4目の保育所費でございます。7節の賃金であります。大和町保育所、もみじヶ丘保育所における臨時保育士、看護師及び特別延長保育に係る臨時保育士の執行見込みによる減額でございます。

11節の需用費の修繕料であります。もみじヶ丘保育所の屋根の経年劣化による修繕経費につきまして、15節への組み替えによるものであります。

賄い材料につきましては、大和町保育所における給食賄い材料の執行見込みによりそれぞれ減額するものであります。

12節役務費、通信運搬費、手数料であります。電話料、クリーニング料等の精算見込みによるもの、火災保険料につきましてはもみじヶ丘保育所の増築分に係る3月分の火災保険料について追加いたしたものであります。

13節の業務委託料につきましては、保育士の派遣業務に係る執行見込みによる減額でございます。

14節の使用料及び賃借料であります。機械借上料につきましては保育業務システム委託費の執行見込みによるもの、車借上料につきましては遠足バス借り上げに係る執行残の減額であります。

15節の工事請負費につきましては、もみじヶ丘保育所増築工事に係る執行残分、それから屋根修繕組み替え分、増築棟と既存棟の渡り廊下工事分を追加補正いたしまして全体で減額いたしたものであります。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、補助金につきましては低年齢児保育施設助成事業といたしまして、無認可保育所、ことりの杜託児

所、ちびっこランドにおいての保育児童数の増加見込みから追加計上いたすものであります。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

5目児童館費4節の共済費につきましては、臨時の児童厚生員等の社会保険料であります。

19節の負担金は保育講座参加負担金であります。精算見込みによります減額であります。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

19ページであります。1項1目の保健衛生総務費であります。

1節の報酬につきましては、食育推進会議の精算見込みによる委員報酬の減額であります。

8節の報償費につきましては、健康づくり推進協議会、地区健康まつり、健康たいわ21プラン推進委員会の実施による精算見込みによる費用弁償の減額計上です。

13節の委託料につきましては、妊婦健診業務におきまして平成21年度から国の臨時特例交付金により14回の公費負担の拡充が行われ、その分につきまして措置したところであります。受診状況の見込みから今回、減額の計上をいたすものであります。

14節の使用料であります。保健推進員研修事業実施によるバス借り上げの精算見込みによるものであります。

19節負担金補助及び交付金であります。負担金につきましては黒川行政事務組合による火葬場費負担金の精算見込みによるもの、補助金につきましては里帰り妊婦健診助成金であります。受診の実施状況から減額計

上いたすものであります。

28節の繰出金につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計における収支見込みによる減額でございます。

次に、2目の予防費であります。7節の賃金につきましては新型インフルエンザワクチン集団接種時の看護師賃金の追加分、健康教育相談実施による精算見込みによる保健師、歯科衛生士賃金の減額でございます。

13節の委託料、19節の負担金補助であります。新型インフルエンザワクチン接種において低所得者、優先接種者の全対象者におきまして、負担軽減措置といたしまして、接種料 6,150円ありますが、そのうち 4,150円の町負担を行うこととし 4,980万円の予算措置を行ったところであります。優先接種者のインフルエンザ罹患状況等も含め、これまでの接種状況の見込みにより減額を行うものであります。

なお、65歳、最終優先接種者の接種開始が1月25日と年度末までの接種期間が短いこと及びさらなる予防措置が必要なことから、国としても繰り越し措置を行うこととしておりますのでご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

3目環境衛生費につきましては、狂犬病予防集合注射業務委託の実績によります減額補正でございます。

次に、4款2項1目廃棄物処理費でございます。8節報償費につきましては、資源回収団体への奨励金の精算見込みによります減額補正でございます。

13節委託料につきましては、山田埋立場の水質調査及びダイオキシン類流出ガス調査業務、及び埋立場の除草委託業務の入札執行精算見込みによります減額補正でございます。

19節につきましては、し尿処理、ごみ処理及び最終処分場運営経費の黒川地域行政組合への負担金精算見込みによります減額補正でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

5款1項1目農業委員会費の8節報償費につきましては、標準小作料協議会委員謝金の確定見込みによる減額、14節使用料及び賃借料につきましては農業委員研修バス借上料の確定見込みによる減額でございます。

2目農業総務費につきましては、財源の調整でございます。

3目農業振興費につきましては、8節報償費は経営改善支援チーム会議の精算見込みによる減でございます。

9節旅費は、認定農業者等研修の確定見込みによる減額でございます。

21ページ、お開き願います。

19節負担金補助及び交付金でございますが、経営基盤強化資金利子補給費の確定見込みによります減額でございます。

4目畜産業費の19節負担金補助及び交付金につきましては、飼料高騰対策緊急支援事業でございます。飼料高騰等に伴う経済危機に直面している畜産農家の経営を緊急支援いたすため、国の経済対策財源をもとにしまして補正計上をいたしたものでございます。

5目農地費の19節負担金補助及び交付金につきましては、県営土地改良事業勝負沢ため池、八志田堰用水路改修事業の確定見込みに伴い減額をいたすものでございます。

また、補助金としまして、排水機場工事洪水調整事業費として西川排水機場などの維持管理に要する費用を確定見込みで増額補正いたすものでございます。

6目水田農業構造改革対策費につきましては、7節賃金の転作等現地確認賃金、それから9節旅費の転作視察研修旅費、それから13節委託料につきましては米需給調整プログラムの変更、それから14節は使用料、賃借料でございますが、水田管理台帳システムのリース料に係るもの、それから19節負担金補助及び交付金の水田農業条件整備事業につきましては、事業の確定見込みによる減額となっております。

5款2項1目の林業振興費13節委託料でございますが、松くい虫被害木

伐倒業務に係る確定見込みによる減額でございます。

22ページ、6款1項2目商工振興費13節委託料でございますが、仙台北部中核工業団地内法面除草業務の事業費確定見込みによる減額でございます。

15節工事請負費につきましては、同じく仙台北部工業団地の排水溝修繕工事等の事業費確定見込みによる減額でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金としての町中小企業振興資金保証料と、補助金の中小企業振興資金利子補給につきましては事業費の確定見込みによる増額の補正でございます。

同じく、企業立地奨励金及び新エネルギー利用促進助成金につきましては、事業費の確定見込みにより減額を行うものでございます。

3目観光費15節の工事請負費につきましては、四十八滝運動公園トイレ改修等工事に係る事業費確定見込みにより減額補正を行うものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

7款土木費1項1目土木総務費でございます。

9節旅費、12節役務費につきましては、執行見込みにより減額をいたすものでございます。

19節負担金につきましては、各協会等の負担金額の確定により減額をいたすものでございます。

23ページをお開きをいただきたいと思います。

2項1目道路維持費でございます。

11節需用費につきましては、光熱水費の精算見込みにより減額をいたすものでございます。

13節委託料につきましては、大和町、大衡村内の国道・県道・町村道に係る仙台北部工業団地の道路の案内板がございしますが、これを一斉にサイ

ンを変えようというようなことでありまして、その仙台北部中核工業団地案内板の町道分に係る分として修正が5枚、それから工業団地内の企業案内板の張りかえ、これが22枚ございますが、これに要するものでございまして、繰り越しをして事業を実施しようとするものでございます。

15節工事請負費につきましては、経済危機対策臨時交付金事業として宮床小野線の側溝修繕、きめ細かな臨時交付金事業として台ヶ森線、関下線、烏屋大平線の側溝修繕、南青木柴崎線と農道東部上線の舗装修繕、それから町道南金谷線、中町下町線の道路修繕、下原橋の高欄塗装工事に要するもので、繰り越しして事業を実施しようとするものでございます。

2目道路新設改良費でございますが、町単独事業、国交省補助事業、防衛補助事業の事業費の整理を行っているものでございまして、7節賃金及び11節需用費につきましては、国交省、防衛省補助事業における事務費の整理に要するものでございます。

12節役務費につきましては、蒜袋相川線登記委託、それから町道東車堰線の境界確定業務に要するもの、及び不動産鑑定業務、登記業務委託の確定によるものでございます。

13節委託料につきましては、吉田落合線の測量設計業務が当初、2,100万円を予定しておりましたが909万円で落札となりまして、その精算とあわせまして、国交省、それから防衛省補助事業関連の測量設計業務の確定によるものでございます。

15節工事請負費につきましては、国交省補助分で小鶴沢線及び山下大沢線の請負額の確定によるものでございます。

防衛省補助事業につきましては、吉岡宮床線改良舗装工事の追加等事業調整によるものでございます。

17節公有財産購入費につきましては、防衛補助事業の確定によるものでございます。

19節負担金につきましては、山下大沢線改良工事に伴います仙台市との雨水の受け入れに関する覚書に基づく負担金でございます。

22節の補償金につきましては、事業費の確定によるものでございますが、馬場後石高線改良工事に伴う水道管移設補償費が今回の減の主なものでございまして、今年度におきましては架設分を計上し、本移設につつま

しては次年度の工事で行うこととしようとするものでございます。

3項1目の河川費でございますが、13節委託料につきましては洞堀川除草作業委託の精算によるものでございます。

4項3目の下水道費でございますが、28節繰出金につきましては収支見込みにより繰出金を減額するものでございます。

4目公園費15節工事請負費につきましては、事業費の確定により減額をいたすものでございます。

5項1目の住宅管理費でございますが、15節工事請負費につきましては蔵下住宅2号棟の屋上防水工事を経済危機対策臨時交付金事業により繰り越しして実施しようとするものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

8款1項1日常備消防費につきましては、19節負担金につきましては黒川地域行政事務組合に対する負担金の確定見込みにより減額補正をいたすものであります。

25ページの方であります。

2目非常備消防費の1節報酬及び9節旅費につきましては、消防団活動に係る精算見込み分、8節報償費は消防団表彰基本品等の精算見込み分、19節負担金は消防団福祉共済、県消防協会の確定見込みによりそれぞれ減額といたすものであります。

3目消防施設費につきましては、15節工事請負費であります。有蓋防火水槽40トン2基の設置工事のほか、第1分団第6部城内東班の小型ポンプ庫の改修工事の精算に係るものであります。

防火水槽2基につきましては、22年度への繰り越しもあわせてお願いをいたすものであります。箇所づけにつきましては、小野地区、落合地区等を想定をしておりますが、地区区長、消防団等の協議を進める中、決定を見ておきたいというふうと考えております。

19節の負担金につきましては、町道古館線消火栓の移設に係るもののほ

か、防災無線従事者講習会の受講確定により減額といたすものでございます。

4目水防費の8節報償費は、水道協議会報償費の確定見込みにより減額といたすものであります。

5目災害対策費の1節、9節は防災会議委員の報酬及び費用弁償の確定見込みにより減額といたすもの、13節委託料は、木造戸建て住宅の耐震診断士派遣につきまして当初5戸から4戸になったもの。また、家具転倒防止委託につきまして10件から3件にそれぞれ確定を見たことにより減額といたすものであります。

15節の工事請負費につきましては、全国瞬時警報システム、J-アラートの整備に係るものでありまして、別添の1枚ものでありますが、「J-アラートシステムとは」というふうな内容で若干の説明の補足をさせていただきます。

「新J-アラートシステムとは」というふうなことで、全国瞬時警報システム（J-アラート）は、緊急気象速報や武力攻撃等対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を通じて防災行政無線等を自動起動させ、地域住民に迅速かつ的確に一斉情報伝達を行うことができるものであります。先般の近隣国によります弾道ミサイルの発射の際、適した音声がなく配信できなかつことを教訓として、状況に応じた音声放送を行えるよう新たな機能を追加し、交付金により全国への一律整備を図るものでありまして、大和町としても整備を図るものであります。

「新」というふうな部分ですが、二つの機能が新たに追加されたということで、音声ファイルの可変対応ということで多様な音声放送が可能になったということで、それから市町村設備の稼働状況管理機能が追加された部分、これが「新」というふうな状況でございます。

システムの流れであります。消防庁、自治体衛生通信機構から衛星通信、人工衛星を通じて都道府県の衛生局のアンテナ等に受信を受け、J-アラート専用の小型受信機でそれを受けまして、J-アラート自動起動装置、これらを自動起動装置から自動的に、町の場合ですと操作卓の方が作動を行いまして子局の方に緊急放送がされるというふうな流れであります。

J-アラートにつきましては、以前より整備されている市町村もありましたが、大和町では今回初めてこのシステムを導入するわけでありまして、職員等が現在の場合ですと操作卓に行って操作をして放送を流していたんですが、このシステムを導入することにより全国一斉に自動的に放送されるような内容になっております。

この工事請負費に 800万円を想定をしておりますし、あわせて22年度への繰り越しもお願いをするような状況でございます。

18節の備品購入費につきましては、自主防災組織団体への照明発電機等の精算見込み分について減額をいたすものでございます。

自主防災組織につきましては、平成21年度中に城内西1区、難波区、下町区、北目区、砂金沢区の5地区を加え、現在25地区で24の組織となったものであります。

19節負担金につきましては、県地域衛星通信ネットワーク市町村等無線局管理局の確定によるものでありますし、木造住宅の耐震改修の申し込みがなかったためにあわせて減額をいたすものでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長(織田誠二君)

26ページ、お願いします。

9款1項2目事務局費19節です。黒川地域行政事務組合に対する負担金、それから幼稚園就園奨励費の補助金につきましては、それぞれ精算見込みによります減額であります。

なお、黒川地域行政事務組合に対する負担金につきましては、けやき教室に対する負担金となっております。

続きまして、9款2項1目学校管理費につきましては、それぞれ精算見込みによります減額であります。

1節報酬につきましては学校医、薬剤師の報酬、7節賃金につきましてはプールの監視員の賃金、13節委託料につきましては児童・教職員の健康診断の検査料等、14節につきましてはコピー機械3台、宮床、吉田、吉岡

小学校に配置しているコピー機械でございますけれども、これの借上料ですが、借り上げから使用枚数に応じての支払いに変更したことによる減額となります。

2目教育振興費の20節につきましては、要保護及び準要保護児童生徒援助費の実績見込みによります減額であります。

3目施設整備費12節につきましては、廃棄物処分に係る手数料でございます。

18節につきましては、吉岡小学校に来年度、特別支援学級を増設しますことから、必要となる備品の購入代40万円と、学校ICT環境整備、理科教育用備品、宮床小学校外2小学校に遊具の設置、それぞれ購入しておりますけれども、それぞれの請負残合計金額で1,995万9,000円を減額するものであります。

3項1目学校管理費につきましては、それぞれ精算見込みによります減額であります。

1節につきましては学校医、薬剤師の報酬、13節につきましては生徒・教職員の健康診断の検査料となっております。

14節につきましては、コピー機械の借上料ですが、借り上げから使用枚数に応じての支払いに変更したことによる減額でございます。

27ページをお願いします。

2目教育振興費20節につきましては、要保護及び準要保護児童生徒援助費の実績見込みによります減額であります。

3目の施設整備費の15節につきましては、地域活性化、きめ細かな臨時交付金が対象事業であります宮床中学校の校庭北側の防球ネット改修工事費800万円の計上と、21年度に施工いたしました工事の請負残12万4,000円を減額いたすものであります。

18節につきましては、デジタルテレビ、教師用パソコン、理科用備品、それから大和中の吹奏楽部の楽器の購入の請負残について減額するものであります。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長（八島勇幸君）

4項社会教育費1目社会教育総務費でございます。文部科学省所管補助事業間の歳出調整となっております。8節報償費コーィネーター謝金を減額いたしまして、11節需用費に消耗品の増額をいたそうとするものでございます。

19節負担金につきましては、黒川地域行政事務組合に対する社会教育費負担金確定に伴う減額となっております。

2目公民館費8節報償費につきましては、各公民館の事業確定見込みに伴う講師謝金等の減額となっております。

9節公民館分館長費用弁償の確定による減額となっております。

13節委託料、音響照明操作委託費確定による減額でございます。

28ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料、事業費確定に伴います車借上料、有料道路通行料等の減額となっております。

19節負担金補助及び交付金でございますが、記載の3事業の額の確定による減額となっております。

4目まほろばホール管理費、11節需用費、光熱水費確定見込みによる減額でございます。

13節委託料、電気料金、デマンド委託、建築基準法による検査委託の確定による減額となっております。

15節工事請負費でございますけれども、先ほど財政課長説明の資料、地域活性化各種交付金事業、4ページのNo.13に掲載しておる事業でございます。まほろばホールの大ホール内ステージ照明用の昇降卓でございますけれども、平成6年設置以来のもので老朽化が進んでおりますので、デジタル対応機種に交換をいたそうとするものでございます。繰り越し事業をお願いしているところでございます。

5項保健体育費2目体育センター管理費11節需用費光熱水費でございますけれども、電気料金支出見込額につきまして不足額の増額をお願いいたそうとするものでございます。

15節工事請負費でございます。同じく地域活性化各種交付金事業の資料、2ページNo.16に記載をいたしておりますけれども、体育センターに常

設型ミニバスケットゴールを設置しようとする経費でございまして、これにつきましても繰り越し事業を同じくお願いいたそうとするものでございます。

4目運動公園管理費で、総合運動公園管理費でございます。

15節工事請負費でございます。同じく財政課資料、地域活性化各種交付金事業の4ページNo.12に掲載してございまして、総合運動公園内の多目的グラウンド、現在ソフトボール及び少年野球用グラウンド2面ございすけれども、かなり格差等がございまして、整地等を行いまして3面使用できる対応を図ろうといたすものが330万8,000円でございます。これも同じく繰り越し事業をお願いいたそうとするものでございます。

同じく地域活性化各種交付金事業2ページ、No.16にございます体育館防水対策屋上分でございまして、これが2,131万5,000円でございます。同じく資料4ページ、No.11にございます体育館屋上防水シート1,388万1,000円でございすけれども、これにつきましては、総合体育館につきましては平成4年に完成以来、屋上等の防水シートが日照・風雨等の影響によりまして硬質化してございまして効果が薄れておりますので、補修をいたそうとするものでございます。これにつきましても繰り越し事業をお願いいたそうとするものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

少し戻ります。恐れ入ります。

5目の教育ふれあいセンター管理費、6目の森の学び舎活動費につきましては、財源の振りかえでございます。

9款5項7目学校給食センター費につきましては、1節報酬、9節旅費につきましては学校給食運営審議会に要する経費の精算見込みによります減額であります。

11節需用費、次のページ、29ページの12節につきましては、精算見込みによります減額であります。

15節工事請負費につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、それからきめ細かな臨時交付金対象事業となっております給食センターの研修室の増築工事、それから下処理施設のシンクの改造工事に要する計上となります。22年度への繰り越し事業を予定しておりますのでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）
10款災害復旧費2項1目道路橋りょう災害復旧費の13節委託料につきましては、測量設計業務の確定により減額をいたすものでございます。

議長（大須賀 啓君）
財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）
11款の公債費でございますけれども、元金・利子ともに、当初予算編成時以降に20年度分の起債借り入れあるいは借換債等の実施に伴いまして、現在の償還表に従いまして元金・利子の精算を行うものでございます。

議長（大須賀 啓君）
町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）
それでは、議案書に戻っていただきまして、議案書の27ページをお願いいたします。
議案第15号でございます。平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算でございます。
平成21年度の大和町の国保会計予算につきましては、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,204万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ22億4,327万2,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分並びに補正後の予算額につきましては第1表歳入歳出補正によるものでございます。

事項別明細書の38ページ、お願いいたします。

このたびの国保会計の補正につきましては、決算見込み総額で減額となることになったわけでございます。減額の大きな要因といたしましては、支出面におきまして、結果としまして21年後半の医療費が私どもが心配したほど伸びなかったことによるものでございます。昨年後半にインフルエンザ等の流行により医療費がかさむだろうという中で、今回の3月補正では医療費の増を想定しておったところではございましたが、現段階ではほぼ横ばいとなったことによりまして、各種医療費、それに連動します宮城県の国保連合会負担金、さらには各機関への拠出金等も減額となりまして、予算総額としまして2,204万7,000円ほど減額することとなったものでございます。

それでは、説明をさせていただきます。初めに、歳入でございます。

1款1項国民健康保険税につきましては、昨年同時期1月末段階での収納推移と比較しまして補正したものでございまして、決算に向けまして歳入不足を生じないように措置したものでございます。

39ページ、お願いいたします。

3款1項国庫負担金、2項国庫補助金につきましては、確定見込みによるものでございます。

4款1項1目の療養給付費交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金よりの21年度交付分として確定した金額でございます。

6款県支出金、次のページの7款共同事業交付金につきましても、確定見込みによるものでございます。

9款繰入金1項1目の一般会計繰入金につきましては、国民健康保険運営費が全体として減額になったことによるものでございます。

41ページ、歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目総務管理費の13節の委託料につきましては、平成22年度より国の税制改正に伴いまして失業者、リストラ等に遭った方々への国民健康保険税の軽減措置が講じられることとなりますことより、その準備のための電算システム改修に要する費用でございます。

2 款保険給付費 1 項療養諸費、2 項高額療養費につきましては、主に医療費実態に合わせました目間内での調整を行ったものでございます。

42ページでございます。

3 款後期高齢者支援金等につきましては、財源の振り替えでございます。

7 款共同事業拠出金につきましては、宮城県国保連合会の拠出金でございまして、医療費確定見込みによります減額でございます。

8 款保健事業費 1 項 1 目の13節委託料につきましては、特定健康診断の委託実績に基づくものでございます。

2 項 1 目13節の委託料につきましても、医療費明細書通知等の電算委託費実績確定に基づく減額でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸義春君）

議案書の30ページであります、議案第16号 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の補正であります、第1条といたしまして歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 297万 2, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億 7, 910万 6, 000円といたすものであります。

2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表によるものでございます。

事項別明細書の46ページ、お開きいただきます。

歳入でございますが、1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては 1 節現年度分特別徴収保険料、2 節現年度分普通徴収保険料、それぞれ徴収見込みによる減額補正でございます。

2款2項1目介護予防手数料につきましては、生活援助事業利用者負担料につきましては利用見込みによる減額補正でございます。

3款国庫支出金1項1目介護保険給付費につきましては、国法定負担分の給付見込みによる減額補正であります。

2項国庫補助金1目の調整交付金の1節現年度分調整交付金につきましては、法定負担分の交付見込みによる減額でございます。

4款支払基金交付金1項1目及び2目につきましては、法定負担分30%であります。介護保険給付費見込額の減額でございます。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付負担金1節の現年度分につきましては、法定負担分12.5%でございますが、介護保険給付費の見込額からの補正でございます。

3項1目及び2目の地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業費、包括的支援事業費の負担分についての見込額を計上いたしたものでございます。

7款1項1目1節から3節につきましては、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金につきましては、法定負担分の町繰り入れ分の見込みによる補正でございます。

2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のための基金からの戻しで、繰り入れしたものについて戻し入れを行うものでございます。

2節の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金につきましては、特例基金からの繰入額の確定による減額でございます。

9款3項4目の雑入につきましては、給食サービス利用者負担金、介護予防サービス費収入の見込みによる補正でございます。

49ページであります。歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費13節の委託料でございますが、電算処理システムの精算見込みによる減額でございます。

3項1目認定調査等費でございますが、黒川行政事務組合での認定審査会の負担金についての精算見込みによる減額でございます。

2款1項1目から4目につきましては、財源の組み替え調整でございます。

2項1目高額介護サービス等費につきましては、介護サービス費の限度額を超えた分について給付するものでありまして、執行見込みによる補正でございます。

同じく2目の高額介護予防サービス費につきましては、執行見込みによる減額でございます。

3目の高額医療合算介護サービスにつきましても、同じように執行見込みによるものでございます。

2款3項1目及び2目につきましては、財源の組み替えでございます。

4項1目特定入所者介護サービス等費につきましては、執行見込みによる補正でございます。

51ページであります。5項1目の審査支払手数料であります。執行見込みによる補正でございます。

4款1項1目介護予防特定高齢者施策事業費7節賃金につきましては、訪問調査時に要した介護士、栄養士等への執行見込みによる減額であります。

13節の業務委託料につきましては、生活機能評価業務の委託の実績見込みによる減額補正であります。

2目の介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、7節の賃金であります。介護予防地区講座での執行見込みによる補正でございます。

8節の報償費につきましては、出前講座に要したものでありまして、執行見込みによるものであります。

13節の業務委託料につきましては、生活援助事業に要したものでありまして、これも執行見込みによる減額でございます。

4款2項1目の介護予防ケアマネジメント事業費8節につきましては、地域包括支援センター運営協議会委員の謝礼でありまして、今年介護保険運営委員会と同時開催のための減額でございます。

2目の総合相談事業費7節賃金であります。実態調査に要するものでありまして、執行見込みによる減額でございます。

3目の権利擁護事業費8節につきましては、高齢者虐待を予防する認知症サポーター養成講座を実施したものでありまして、実績見込みによるものでございます。

4目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費8節につきましては、ケアマネ、ケアスタッフの研修会を実施したものでありまして、実施による精算見込みによる補正でございます。

5目の任意事業費でございますが、13節の委託料につきましては配食サービス業務委託、コールセンター業務委託、機器保守点検業務に要したものでありまして、執行見込みによる補正でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時01分 休 憩

午後2時11分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

それでは、議案書33ページをお願いいたします。

議案第17号 平成21年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。落合財産区会計につきましては、額の変更はございませんで、歳入予算の款の内容の変更でございます。

事項別明細書53ページをお願いいたします。

歳入でございますが、まず3款の繰越金、20年度からの繰越金、確定いたしましたので、歳出額に変更ございませんので、その部分について財産造成基金からの繰入金を減額し、ゼロと調整させていただくものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

議案書35ページをお願いします。

議案第18号 平成21年度大和町奨学事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ94万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ708万4,000円とするものであります。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分、金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

事項別明細書55ページをお願いいたします。

歳入であります。

3款1項1目一般会計繰入金ですが、一般会計の繰入金166万4,000円を減額しまして、一般会計からの繰入金をゼロにするものであります。

4款1項1目繰越金につきましては、20年度からの繰越金でございます。

5款2項1目奨学費貸付金元利収入につきましては、奨学金貸与者からの返還金で、現年度分、滞納繰越分につきましてそれぞれ措置するものでございます。

3歳出です。

1款1項1目事業費の21節につきましては、21年度の奨学金貸与者が確定したことにより減額するものであります。

25節につきましては、21年度奨学事業の精算見込みにより生ずるところの余剰金を基金に積み立ていたすものであります。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

続きまして、議案書の37ページ、お願いいたします。

議案第19号 平成21年度大和町老人保健特別会計補正予算でございます。

平成21年度大和町老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入予算の補正でございます。歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入補正によるものでございます。

事項別明細書の56ページ、お願いいたします。

老人保健特別会計につきましては、歳入補正、歳入調整のみでございます。予算総額の変更はございません。

1款1項1目の医療費交付金につきまして、21年度中の老人医療費としまして本町、大和町が公費負担分として21年度後半に支払った分、すなわち、21年度に立て替えた分としまして医療費相当分が21年度中に社会保険支払基金より交付となったことによるものでございます。

このことより、4款1項1目で一般会計よりの繰入金47万円を減額することとなったものでございます。

続きまして、議案書の39ページ、お願いいたします。

議案第20号 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

平成21年度大和町の後期高齢者特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,035万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,713万6,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分並びに補正後の予算額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書の58ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項の後期高齢者保険料につきましては、保険料の最終確定見込みによるものでございます。

1目の特別徴収が年金天引き分、2目が普通徴収分でございます。

3款1項一般会計繰入金につきましては、保険料の軽減対象者数及び対象額におきまして、後期高齢者全体の数がふえていることもございまして、平成20年度実績より、すなわち平成21年度当初見込みより額的にふえたことによるものでございます。

4款諸収入4項1目の受託事業収入につきましては、後期高齢者健康診断受診実績による減額でございます。

59ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費13節の委託料につきましては、健康診断委託業務実績によるものでございます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、納付額が確定したことによるものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

上下水道課長渋谷久一君。

上下水道課長（渋谷久一君）

議案書の41ページをお願いいたします。

議案第21号 平成21年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

平成21年度の大和町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億7,698万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億3,682万6,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条でございます。地方債の補正です。地方債の変更は、第2表地方債補正によるものです。

44ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正でございます。

補正前、補正後の限度額の起債でございますが、公共下水道事業債につきましては、下水道建設事業額の確定により 5,640万円を減額し、5,890万円にいたすものでございます。

資本費平準化債につきましては、会計収支見込みの確定によりまして 6,500万円を減額し、5,500万円に。

それから、流域下水道債につきましては、流域の建設負担金の確定によりまして 3,290万円を減額し、2,380万円にいたすものでございます。

また、補償金免除繰上償還に係る借換債につきましては、借換額の確定により 160万円減額しまして 4,590万円といたします。

起債合計額を 3億 3,950万円から 1億 8,360万円に減額変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

事項別明細書の61ページ、お願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目下水道事業負担金及び2款1項1目下水道使用料につきましては、本年度収入見込額によりそれぞれ増額補正するものでございます。

2款2項手数料につきましては、収入見込額により下水道手数料の減額、督促手数料の科目設定をするものでございます。

3款国庫補助金につきましては、補助事業に係る公共下水道事業費の確定により減額補正するものでございます。

62ページをお願いいたします。

4款繰入金につきましては、本年度収支の見込額により減額補正するものでございます。

5款繰越金につきましては、確定後による減額補正。

6款諸収入につきましては、吉田川流域負担金の精算による返還金及び消費税還付金の追加計上するものでございます。

7款1項町債の下水道債及び借換債につきましては、本年度事業費の確定によりそれぞれ借換額の減額を行うものでございます。

次に、63ページになります。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費でございますが、12 節の役務費につきましては、調定件数の増加に伴う郵送料等の不足額を補正するものでございます。

19 節負担金につきましては、流域下水道維持管理負担金の確定見込みにより減額補正するものでございます。本年度、負担金の改定もあり、大幅な減額見込みとなっております。

次に、2 項 1 目下水道建設費でございます。

主なものでございますが、13 節委託料につきましては委託契約の確定による減額でございます。

13 節工事請負費につきましては、単独事業、補助事業に係る工事請負契約額の確定による減額補正でございます。

19 節負担金につきましては、流域下水道建設負担金の今年度負担額の確定により減額するものでございます。

22 節補償金につきましては、水道管の移設補償費の補償金の確定により減額補正するものでございます。

64 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目元金及び 2 目の利子につきましては、繰上償還等に伴う元金支払い、それから支払い利子分の支払い分の減額に伴いまして補正計上をいたすものでございます。

次に、議案書の 45 ページをお願いいたします。

議案第 22 号 平成 21 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

平成 21 年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,308 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 5,326 万 1,000 円とするものでございます。

2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正、款項の区分及び補正の金額につきましては、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第 2 条地方債の補正でございますが、地方債の変更は第 2 表地方債補正によるものでございます。

47ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正でございます。

補正前、補正後の限度額でございますが、合併処理浄化槽整備事業債、設置事業の確定によりまして450万円を減額いたしまして1,050万円にいたすものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

事項別明細書の67ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款の合併浄化槽分担金及び使用料につきましては、設置基数と本年度の見込額によりそれぞれ減額するものでございます。

4款の一般会計繰入金につきましては、管理費充当分の減額による補正でございます。

5款の繰越金につきましては、前年度からの繰越額を計上するものでございます。

6款2項の雑入につきましては、消費税の還付金でございます。

68ページになります。

7款の下水道債につきましては、本年度借り入れの確定により減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費でございますが、13節委託料につきましては補助清掃点検業務の委託契約の確定により減額補正するものでございます。

2項1目合併浄化槽建設費につきましては、15節の工事請負費、工事の精算による減額補正でございます。本年度、28基予定でございましたが、今期まで20基ということで確定をされたものでございます。

19節補助金につきましては、この係る区域の補助金の係る設置申請がなかったため、助成金の計上額を減額するものでございます。2基の計上でございましたが、ゼロということでございます。

次に、議案書の48ページをお願いいたします。

議案第23号 大和町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

第1条総則でございます。平成21年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条の収益的収支でございますが、平成21年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございます。支出だけの補正になりますが、第1款水道事業費用に52万1,000円を増額し、事業費用計を8億7,949万6,000円とするものでございます。

1項の営業費用にも同額を増額して、同額費用を8億4,207万4,000円とするものでございます。

次、3条の資本的収支でございますが、予算第4条本文括弧中「1億9,403万5,000円」を「1億9,361万7,000円」に改め、過年度分損益勘定留保資金「1億8,403万5,000円」を「1億8,361万7,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。

第1款の資本的収入に41万8,000円を増額し、収入の合計を2億2,202万円とし、第4項の負担金にも同額を追加計上するものでございます。

第4条議会の議決を経なければならない経費についてでございますが、職員給与費として52万1,000円を増額し、4,671万4,000円と定めるものでございます。

事項別明細書71ページをお願いいたします。

補正予算の内訳書になります。収益的収支の支出でございます。

1款1項1目浄配水費の手当につきまして、年度中の漏水事故等の復旧に係る職員の時間外の手当を追加補正いたすものでございます。

次に、資本的収支の方でございますが、こちらはまず、収入でございます。

1款4項1目消火栓の負担金でございますが、古館地内の消火栓の移設に係る工事負担金を追加計上いたすもので、負担金の収入を追加計上いたすものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議
ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定し
ました。

本日はこれで延会します。

再開は、3月8日の午前10時です。

午後2時31分 延 会